

第1章 沿革

第1節 第1期（明治32年～明治40年）

1 京都帝国大学附属図書館の創設

京都大学附属図書館は、閲覧の開始された明治32年（1899）12月11日を創立の日としている。しかし実際の図書事務はこれより先、明治30年（1897）京都帝国大学が創設されるとともに、理工科大学教室の一部に仮図書室を設けて、購入図書および文部省、東京帝国大学、第三高等学校、帝国図書館等から移管された図書の整理をはじめた。

本館の創設された明治32年という年は、わが国における近代図書館発達史の上で忘れることのできない年である。すなわち本館創立日の約1カ月前の11月11日、わが国最初の「図書館令」が、勅令第429号をもって公布された。「図書館令」の附則第8条に「諸学校通則第三条中及小学校令中書籍館及図書館ニ関スル規定ハ之ヲ廃止ス」とあるように、それまでは明治19年の「諸学校通則」、明治23年の「小学校令」の一部をもって、図書館の設置運営に関する方策が指示されていたにすぎない。それがいま、学校から分離して、独立の規程をもって統轄されることになったのは、従来学校教育の補助機能的に見られていた図書館が、はじめて独立の社会教育機関として確立されたことを意味すると言えよう。図書館令公布後、全国の図書館数は飛躍的に増大し、明治32年全国国公立図書館数は43館であったのが、34年には50館、37年100館、41年200館、そして明治45年には541館と増加していったのであ

る。京都大学附属図書館は、日本における近代図書館発展の跳躍台となった図書館令公布の年に産声をあげたのである。

明治30年6月18日勅令第209号によって京都帝国大学が創設されるとともに、同日勅令第208号によって、それまで東京にのみあった帝国大学が東京帝国大学と改称された。それと同時に同じく勅令をもって両帝国大学の官制が定められ、帝国大学附属図書館および図書館長の名称が官制にはじめて明記された。今日全国立大学に附属する図書館の名称である「附属図書館」および「図書館長」という名称は、本学創立の日をもって始まったのである。

それ以前、すなわち東京帝国大学が帝国大学令による唯一の帝国大学であった時代の帝国大学官制（明治26年）には、医科大学附属病院および理科大学附属東京天文台はすでに見えているが、附属図書館および図書館長という名称はない。「東京帝国大学五十年史」によれば、明治10年以前には、法理文3学部には書籍縦覧室あるいは図書室と称する設備があっただけであるが、明治14年、はじめて東京大学図書館規則が制定されたという。ついで明治19年3月、東京大学が帝国大学と改められるとともに、東京大学図書館も帝国大学図書館と改称され、新たに帝国大学図書館規則が制定された。しかし、この規則にも図書館長という名称は全く見えず、貴重図書・参考図書等の借受に関しては、「総長ノ特許」を得ることになっている。官制上図書館長を置くことはまだ認められていなかったが、館務の統轄上、明治14年東京大学図書館規則が制定された後、法理文3学部と医学部と各別に、図書課取締または図書課監督が置かれ、教授または助教授の中より総長が任命した。その後図書館管理が置かれ、以前と同様に、教授または助教授をもってこれにあてていた。つまり本学創立の日まで、東京大学にも正式の官制上で認められた附属図書館や図書館長はなく、図書館に関することは、ただ学内的にのみ規制されているにすぎなかった。したがって官制上正式に認められた附属図書館は、本館と東京大学附属図書館をもって嚆矢とするわけである。

本館はこのような歴史的意味をになって創設されたのであるが、本館創立の明治32年には、東京大学はすでに和洋あわせて266,200冊の蔵書を誇っていた。もともと京都大学の開設は、わが国に大学がただ一つである限り、たがいに競学の風を欠き、清新なる學術の発達は期しがたいという、当時の一般的世論にもよるものであったから、本学の東京大学に対する独特の使命というものは、本学創設当時のひとびとには強く意識されていた。したがって教育・研究にとって欠くべからざる図書館の充実は、もっとも緊急を要する事柄でなければならなかった。

2 初代総長木下広次博士の図書館思想

初代総長木下広次は、とくに図書館について深い関心を払い、関西唯一の



初代総長木下博士肖像
浅井忠画（本館所蔵）

大学創立のため、広く図書の寄贈を有識者に懇請するとともに、自らもその蔵書を本学に寄贈した。木下総長は明治19年3月より22年10月まで、(東京)帝国大学教授として初代の図書館管理を兼ね、親しく図書館行政の衝に当り、図書館を理解すること甚だ深かったことは、本館にとってまことに幸いであった。

木下総長は本学の創設から10日を経た明治30年6月28日付で、本学総長に任ぜられたが、当時の木下総長の図書館に対する考え方的一端について、大阪毎日新聞（明治30年8月29

日付）は次のように報じている。

京都帝国大学附属図書館の設立 — 木下総長の談片—

図書館は勿論設定するの方針を採り既に其設計にかかり居れり。而して設立の暁には勿論公開に為すの見込にて、即ち学生の研究上に要する書籍の外は勿論、誰人にて

も閲覧するの便利を与えんこと蓋し困難の事に非ずと思えり。元来図書館は人民の必要に迫られて設立するものに非ずして、之を設立して置いて何時にても其用に充てん覚悟なかるべからざるものなり。欧洲にては図書館の完不完をもって、各地方の程度如何を測度するの観あり。而して我国の如き東京に唯一あるのみ。故に一事を調査せんとすれば、遠方の者と雖ども東京に出でざるべからず。不便も亦甚しと云ふべし。故に京都に之を開設して我国西部の必要に応ずべし。殊に山城・大和は昔時より歴史の中心となり居れば、其旧記のみにては蓋し非常に大部なるべく、又京都地方は宗教の中心として、此等の学科を研究するものに不便なからしむべし云々。

また明治34年4月、関西文庫協会より発行された同会の機関誌「東壁」創刊号は、「図書蒐集の必要を論ず」と題する木下総長の演説筆記を掲げているが、その中で総長は、まず最初に「抑図書館の事は書籍の蒐集其分類及び配置等普通の学識を要するのみでなく一種の専門的事業であって決して素人の云為する事ではありませぬ」と、図書館の業務が専門的業務であることをはっきりと認め、ついで「私は図書館が社会上に於ける位置は極めて重要な位置であって国家の文明を進むる上に於て欠くべからざる機関であるといふことを確く信ずるのであります」と、述べている。ところが当時の実情は「東京市に至っては此の社会教育の重要機関に向って何等の意なきかの様に思はれ我帝国の首府としては遺憾なことであります」という状態であった。かえって維新前には、大藩と言われる城下には必ず藩校があり、必要な図書を収集して城下の子弟を教育していた。「然るに王政維新は旧来の事物を一掃したるの結果各地の図書館は一二を除くの外挙て跡形なく散逸せしめました此維新は古書旧籍の運命上実に急劇残忍の革命でありました」。こうして維新後貴重な図書が無残にも散逸していったのであるが、「其当時の帝国議会は減法無闇に図書館の費目を削減しつつありました」。そこで京都帝国大学の図書館では「経費の許す限りに於て出来る丈図書の購買に従事したいと思ひます。又図書購買の外に古文書謄写の一事は最も本館に須要の事業と考えます」。「若し一朝社寺に火災でもありましたならば実に千歳の遺憾である故に大学の事業として是非とも全国の古文書少くとも京都近傍の古文書を複写

しやうと思ひます此の如くにして始めて帝国大学の図書館が社会に尽す一方
面の仕事は満足したものとと思ひます」と、結んでいる。

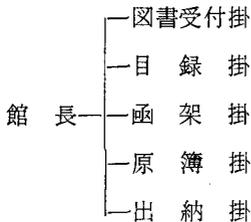
このような総長の指導理念のもとに、本館は創設の努力を続けたのである
が、そのためには創設の任に堪えうる人材が必要であった。

3 島文次郎初代館長の任命

明治30年12月、京都大学は、当時東京帝国大学大学院学生であった島文次
郎に、図書館に関する研究を嘱託し、32年2月には、本館創立事務を嘱託し
た。さらに同年11月6日付で、島文次郎は法科大学助教授に任ぜられるとと
もに、附属図書館長に補せられた。

本学の創立とともに、東京帝国大学も官制が改正され、附属図書館に館長を
置くことになり、明治30年6月28日付で、それまでの図書館管理であった和
田万吉助教授が館長に任命された。官制によれば、館長は「教授助教授ヨリ
文部大臣之ヲ補ス」となっていたのであるが、東西の両帝国大学の図書館長
は、このように助教授をもって出発したのである。

本館は館長の任命とともに、また一方帝国図書館よりは笹岡民次郎、その
他新進の図書館員を迎え、かくて人的機構においても、逐次その陣容を整備
するに至ったので、32年12月11日いよいよ閲覧室を開室することになった。
開館当初の本館人員は、館長1、書記2、雇員2、閲覧掛見習2、小使2、
臨時雇2の計11名であり、その機構は次の通りであった。



4 図書館規則の制定

図書館運営のためには、運営のための一定の準拠がなければならない。本学創立後直ちに、本学へ図書・標本等の寄贈を広く仰ぐため、「図書標本等寄贈手続」を定めるとともに、翌31年3月16日には、本学舎監石川一を図書館事務取調委員に任命し、図書館規則制定の準備に着手した。同年4月5日には、石川一は早くも京都帝国大学図書館規則および同規則執行手続案を木下総長宛報告している。

同年7月には、煉瓦造2階建延70坪の書庫（第1書庫）が、図書館の最初の建物としてまず完成した。しかし閲覧室、事務室はまだ完成していなかったため、閲覧のための規則は必要ではなかったが、図書の一応の整理がつくとともに、図書貸出の必要は起ってきたのであろう。同年12月2日には、とりあえず「京都帝国大学図書借受仮規則」が制定された。まだ正式に附属図書館は創設されていなかったため、最初の仮規則はこのような名称で呼ばれたのである。

京都帝国大学図書借受仮規則

第1条 本学教授、助教授、講師及助手等ニシテ参考用トシテ本学備付ノ図書ヲ借受セントスルモノハ左ノ冊数ニ限リ之ヲ貸付ス

教授助教授講師 20冊以内

助 手 10冊以内

以上ニ属セサルモノ 5冊以内

但公用ノ為メ借受スル図書ニハ冊数ヲ制限セス

第2条 借受ノ冊数ハ洋装ノモノニ就テ之ヲ定メ和漢装ノモノハ1幅又ハ1帙ヲ以テ1冊トシ装釘セサル逐次刊行ノ書ニシテ番号ヲ以テ完冊ヲナスモノハ其一完冊ヲナスマテノ若干号ヲ合セテ1冊ト見做ス

但逐次刊行書ハ装釘ノ上ニアラサレハ貸付セス

第3条 前条ノ図書ハ借受者其保存ニ任シ図書掛ノ臨時点検ヲ通知スルトキハ必ス通知ノ翌日中ニ図書室へ現物ヲ差出スヘシ

第4条 図書ヲ借受セントスルモノハ自ラ図書室ニ至リ図書借用紙ニ書名番号姓名月

日ヲ詳記シ捺印ノ上之ヲ差出スヘシ

但貴重図書ハ一切之ヲ貸付セス委託図書ハ借受ノ都度総長ノ許可ヲ經ヘシ

第5条 借受シタル図書ハ他ニ転貸スルヲ許サス

第6条 借受シタル図書ハ常式点検ノタメ毎年7月1日ヨリ10日迄ニ返納スルモノトス

第7条 教授、助教授及講師ハ仮書庫内ニ入り図書ヲ検索スルコトヲ得

第8条 学生ノ教科書及参考書ヲ自弁スルコト能ハサルモノハ受持教員ノ保証証ヲ出セルモノニ限り貸付スルコトアルヘシ

第9条 借受シタル図書ヲ毀損汚染又ハ紛失シタルモノハ同一ノ書ヲ以テ償ハシム但時宜ニヨリ代金ヲ以テ償ハシムルコトアルヘシ

第10条 職員ノ退職シ或ハ転任シタルモノ及学生ノ退学シタルモノハ其借受セル図書ヲ直ニ返納スヘシ、尤モ卒業シタル学生ハ卒業証書ヲ受クル前ニ必ス返納スヘシ

第11条 此規則ヲ犯シタルモノハ其情況ノ輕重ニ由リ1週日以上1ケ年以内図書ノ借受ヲ許ササルコトアルヘシ

第12条 図書ノ返納ヲ怠リ督促ヲ受クルモ尚ホ返納セサルトキハ相当ノ処分ヲナスヘシ



創設当時の閲覧室玄関

32年7月には、閲覧室、事務室も竣工し、蒸気暖房工事や、その他の設備も整ったので、理工科大学内の仮図書室より移転した。こうしていよいよ開館もせまり、11月6日付で館長の任命もみたので、ここではじめて「京都帝国大学附属図書館規則」および「京都帝国大

学附属図書館規則執行手続」が制定された。



東側からみた閲覧室

京都帝国大学附属図書館規則

- 第1条 京都帝国大学附属図書館ハ京都帝国大学ノ図書ヲ貯蔵スル所トス
- 第2条 本館ニ於テ貯蔵保管スル図書ヲ左ノ2種トス
- 第1 貴重図書
 - 第2 通常図書
- 第3条 本館吏員ノ外図書ノ出納ヲ為スコトヲ許サス
- 第4条 公用トシテ本館ノ図書ヲ借受クヘキ者ハ本部ニ於テハ書記官、各分科大学ニ於テハ大学長若クハ学科主任ノ教授、医科大学附属病院ニ於テハ医院長トシ其借受冊数ヲ制限セス
- 参考用トシテ本館ノ図書ヲ借受クヘキ者ハ職員及総長ヨリ図書借受ノ特許ヲ得タル者トシ其借受冊数及日数制限ハ総長之ヲ規定ス
- 第5条 職員学生生徒及総長ヨリ図書閲覧ノ特許ヲ得タル者ハ本館閲覧室ニ入りテ図書ヲ閲覧スルコトヲ得
- 第6条 貴重図書、辞書及諸学科ニ通スル参考書ハ一切之ヲ貸付スルコトヲ得ス、貴重図書ノ閲覧ハ其都度総長ノ特許ヲ得タル後之ヲ許可ス
- 第7条 学生ノ教科書若クハ参考書ハ学科主任教授ノ申出ニ依リ当該分科大学長ノ保証ヲ得タル者ニ限り之ヲ貸付スルコトアルヘシ
- 第8条 左ニ掲クル者ハ図書借受及閲覧ノタメ本館書庫内ニ入りテ図書ノ検索ヲ為スコトヲ得
1. 教授、助教授、講師

2. 書記官, 舎官
3. 大学院学生
4. 当該分科大学長ノ保証証ヲ有スル学生
5. 総長ヨリ特別閲覧票ヲ交付セラレタル者

第9条 前条ニ掲ケサル職員ニシテ書庫内ニ入りテ図書ノ検索ヲ為スコトヲ要スルトキハ其都度総長ノ許可ヲ經ヘシ

第10条 貸付シタル図書ハ臨時返納セシメテ之ヲ点検スルコトアルヘシ

但公用借受ノ図書ニ限り本館吏員出張ノ上点検スルコトアルヘシ

第11条 冬夏季休業中図書ヲ借受セントスルトキハ総長ノ許可ヲ得ヘシ

但学生ハ学科主任教授ノ申出ニ依リ当該分科大学長ヨリ得タル保証証ヲ添ヘテ総長ノ許可ヲ經タル後ニ非サレハ之ヲ貸付セス

第12条 貸付シタル図書ハ借受者保存ノ責ニ任シ紛失汚損等ノ行為アリタルトキハ之ヲ弁償セシムルコトアルヘク且貸付閲覧ヲ停止スル等相当ノ処分ヲ為スコトアルヘシ

第13条 左ニ掲クル事項ニ関シテハ其都度総長ノ許可ヲ經ヘキモノトス

1. 諸官庁又ハ公共団体ニ対シテ図書ヲ貸付スル事
2. 諸官庁ノ吏員又ハ公共団体ノ代表者ニ対シテ公用上図書ノ検索若クハ閲覧ヲ許可スル事

第14条 凡ソ職員学生生徒若クハ公衆ノ閲覧ニ供スルノ目的ヲ以テ図書ヲ委託セント欲スル者アルトキハ本部之ヲ受ケ該図書ハ本館貯蔵ノ図書ト同一ノ取扱ヲ為スヘシ

第15条 本則ニ依リ総長ノ許可ヲ請フヘキモノハ第9条ニ規定スルモノハ除クノ外凡テ館長ヲ經由スルモノトス

第16条 本規則ノ執行ニ関スル手續ハ総長之ヲ定ム

京都帝国大学附属図書館規則執行手續

第1 図書貸付

第1条 図書ヲ借受セントスル者ハ自ラ図書館ニ至リ其借受ノ種類ニ従ヒ定式ノ証書用紙ニ書名冊数番号姓名年月日等ヲ詳記シ捺印シテ之ヲ差出スヘシ

第2条 借受シタル図書ハ他ニ転貸スルコトヲ許サス但公用ニテ借受シタル図書ハ総長ノ許可ヲ經タル取扱規定ニ依リ教室内ニ限り貸付スルコトヲ得

第3条 公用ニ非サレハ一部ノ外同一ノ図書ヲ借受スルコトヲ許サス

第4条 職員及図書借受ノ特許ヲ得タル者ニシテ冬夏季休業中参考用図書ヲ借受セントスルトキハ書名, 冊数ヲ詳記シタル伺書ヲ館長ヲ經テ総長ニ差出し其許可ヲ經タル後第1条ノ手續ヲ為スヘシ

第5条 学生ニシテ教科書ヲ借受セントスルトキハ学科主任教授ノ申出ニ依リ当該分

科大学長ヨリ得タル保証証ヲ添へ館長ヲ経テ総長ニ差出シ其許可ヲ得タル後第1条ノ手續ヲ為スヘシ

但聴講生ニ本条ヲ適用スル場合ニハ学生ニ貸付ノ後余裕アルモノニ限ル

第6条 学生ニシテ冬夏季休業中教科書ヲ借受セントスルトキハ書名冊数ヲ詳記シタル願書ニ学科主任教授ノ申出ニ依リ当該分科大学長ヨリ得タル保証証ヲ添へ館長ヲ経テ総長ニ差出シ其許可ヲ得タル後第1条ノ手續ヲ為スヘシ

第7条 職員退職若クハ転任シタルトキ及学生退学シタルトキハ其借受セル図書ヲ直ニ返納スヘシ学生卒業シタルトキハ卒業証書ヲ受クル前其借受セル一切ノ図書ヲ返納スヘシ

第2 図書貸付期限

第8条 凡ソ借受シタル図書ハ其閲覧ヲ了シタルトキハ直ニ之ヲ返納スヘシ

但1月21日以後ニ借受シタル分ハ同年7月10日迄ニ9月11日以後ノ分ハ同年12月24日迄ニ必ス返納スヘシ

第9条 冬夏季休業中借受シタル図書ハ其休業ノ末日迄ニ必ス返納スヘシ

第3 借受冊数

第10条 参考用トシテ借受スルコトヲ得ヘキ冊数ハ左ノ如シ

教授, 助教授, 講師	各30冊以内
書記官, 舎監	各20冊以内
助 手	各10冊以内
以上ニ属セサル職員	各5冊以内

借受ノ冊数ハ洋装ノモノニ就キテ之ヲ定メ和漢装ノモノハ3冊ヲ以テ洋装1冊ニ宛テ其他ノモノハ1個ヲ以テ1冊ト認ム又装釘セサル逐次刊行ノ書ニシテ数字ヲ以テ完冊ヲ為スモノハ其一完冊ヲ了ル迄ノ若干号ヲ合セテ1冊ト見做ス

但逐次刊行書ハ公用ヲ除クノ外装釘ノ都合ニ依リ臨時貸付セサルコトアルヘシ

第4 図書閲覧

第11条 図書ヲ閲覧セントスル者ハ閲覧票若クハ閲覧許可証ヲ掛員ニ渡シ定式ノ証書用紙ヲ受取り書名, 冊数, 番号, 姓名, 年月日等ヲ詳記シテ之ヲ差出スヘシ

但閲覧冊数ハ一時ニ7部15冊ヲ過クルヲ得ス

貴重図書ヲ閲覧セントセル者ノ中職員及特別閲覧票ヲ有スル者ハ書名冊数及閲覧ヲ要スル事ヲ詳記シタル願書ヲ総長ニ差出シ学生ハ願書ニ学科主任教授ノ理由書ヲ添へ当該分科大学長ヲ経テ総長ニ差出シ共ニ其許可ヲ経タル上前項ノ手續ヲ為スヘシ

第12条 図書ハ必ス閲覧室内ニ於テ閲覧スヘシ貴重図書ハ必ス閲覧室内ノ特ニ定メタル別席ニ於テ閲覧スヘシ

但閲覧室内ニ於テハ一切音読談話喫煙ヲ為スヘカラス

第13条 閲覧票ハ左式ノ如ク定メ館長之ヲ交付ス

但職員学生以外ニシテ臨時図書ノ閲覧ヲ出願シ其都度総長ノ許可ヲ經ヘキ者ニハ
総長ヨリ閲覧許可証ヲ交付ス

第14条 特別閲覧票ハ左式ノ如ク定メ総長之ヲ交付ス

但本学分科大学卒業者ニ交付スヘキ閲覧票ハ前条ノ式ニ依ル

第15条 閲覧票ヲ遺失シタルモノハ保証人連署ノ上直ニ其旨ヲ届出ヘシ

第 5 閲覧時間

第16条 閲覧室ハ休日ヲ除クノ外左ノ時間之ヲ開ク

自 9 月 1 日 至 10 月 31 日 午前 8 時ヨリ午後 9 時迄

自 11 月 1 日 至 4 月 30 日 午前 8 時ヨリ午後 9 時迄

自 5 月 1 日 至 7 月 10 日 午前 7 時ヨリ午後 9 時迄

但日曜日及大祭祝日ハ午後 6 時ヨリ同 9 時迄

第17条 休業中閲覧室ハ日曜日及大祭祝日ヲ除クノ外左ノ時間之ヲ開ク

自 12 月 25 日 至 同月 28 日, 自 1 月 4 日 至 同月 20 日 午前 8 時ヨリ午後 9 時迄

自 7 月 11 日 至 同月 30 日, 自 8 月 22 日 至 9 月 10 日 午前 7 時ヨリ正午 12 時迄

第 6 図書検索

第18条 書庫内ニ入りテ図書ヲ検索セントスル者ハ特別閲覧票若クハ検索許可ノ捺印
アル閲覧票若クハ検索許可証ヲ掛員ニ渡シ在庫証ヲ受取りタル後書庫ニ入り検索シ
得タル上ハ直ニ庫外ニ出テ第 1 条ノ手續ヲ經テ閲覧スヘシ

但庫外ニ出タルトキハ直ニ在庫証ヲ掛員ニ返付スヘシ

第19条 書庫内ニ入り図書ヲ検索スルノ際図書ノ位置ヲ錯乱セサルハ勿論出納者ノ障
礙ヲナササル様厚ク注意スヘシ

第20条 学生ニシテ図書検索ノ許可ヲ得シカ為メ当該分科大学長ノ保証証ヲ要スト
キハ学科主任教授ノ証明書ヲ添ヘタル願書ヲ其分科大学長ニ差出スヘシ

第21条 6 人以上同時ニ書庫内ニ入りテ図書ノ検索ヲ為スコトヲ得ス

第22条 貴重図書ヲ検索セントスルトキハ更ニ其旨ヲ掛員ニ申出テ立会ノ上検索ヲ為
スヘシ

但貴重図書ハ該図書ノ閲覧ヲ許可セラレタル者ノ外検索ヲ為スコトヲ得ス

第23条 検索ノ許可ハ図書館規則第 8 条ニ掲クル者ノ外ハ閲覧票ノ表面ニ検索許可ノ
印ヲ捺シテ之ヲ証ス

但其都度総長ノ許可ヲ經ヘキ者ニハ総長ヨリ検索許可証ヲ交付ス其式左ノ如シ

第 7 図書点検

第24条 点検ノ為メ図書ヲ返納セシムルトキハ 3 日以前ニ其旨ヲ通知スヘク又、吏員
出張ノ上点検スルトキハ前日ニ其旨ヲ通知スヘシ

第 8 制 裁

第25条 公用ノ為メ借受シタル図書ヲ毀損汚染若クハ紛失シタルトキハ其旨ヲ詳記シタル書面ヲ借受者ヨリ館長ヲ経テ総長ニ差出スヘシ

第26条 参考用閲覧用又ハ教科書トシテ借受シタル図書ヲ紛失シタルトキハ同一ノ図書ヲ以テ償ハシム

但時宜ニ依リ代価ヲ以テ償ハシムルコトアルヘシ

第27条 参考用閲覧用又ハ教科書トシテ借受シタル図書ヲ毀損或ハ汚染シタルトキハ其損害ノ多寡ニ従ヒ同一ノ図書ヲ以テ之ヲ償ハシメ或ハ之ヲ修繕セシム

但時宜ニ依リ代金ヲ以テ償ハシムルコトアルヘシ

第28条 図書館規則及同規則執行手続ニ違背シタル者アルトキハ其軽重ニ従ヒ一定ノ期限内若クハ無期限ニ図書ノ貸付及閲覧ヲ停止シ其旨ヲ閲覧室内ニ掲示スルモノトス

第29条 図書ヲ弁償セシメ若クハ貸付ヲ停止スヘキ者アリト認ムルトキハ館長意見ヲ具シテ総長ニ稟申スヘシ

第9 寄贈図書

第30条 凡ソ教員若クハ学生ノ閲覧ニ供スルノ目的ヲ以テ図書又ハ購入費ヲ寄贈セント欲スル者ハ其目録員数又ハ金員等ヲ詳記シテ照会スヘシ本館ハ其需ニ応スルコトアルヘシ

(閲覧票, 特別閲覧票, 図書検索許可証の様式は省略した)

5 島 館 長 時 代

本館は国立大学のうち、東京帝国大学附属図書館につぐ2番目の附属図書館として出発したが、新興の意気は、開館後間もない明治33年(1900)1月5日に、早くも関西文庫協会の設立を發起し、日本における近代図書館運動の先駆の一つとなったのである。翌34年4月には、わが国最初の図書館関係の専門雑誌である「東壁」を発行するに至った。

33年3月末56,555冊であった本学の蔵書は、33年度には19,986冊, 34年度14,076冊, 35年度



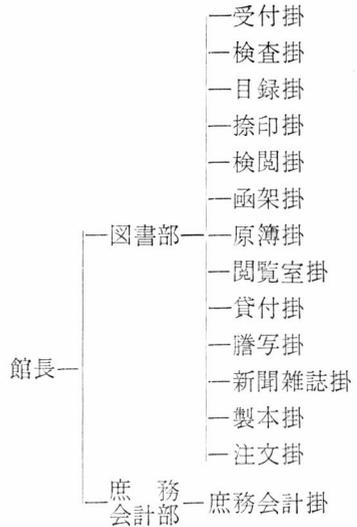
初代館長島文次郎

16,551冊を加え、早くも明治36年（1903）4月には、煉瓦造3階建の第2書庫を増築しなければならなかった。この書庫は中央に厚い障壁を設け、その他底床、支柱ともに鉄を用い、防火上の配慮が十分になされていた。この第2書庫の完成により、第1書庫を合せて、優に40万冊を収容しうるに至ったのである。

蔵書の著増とともに、利用者、事務量も増大してきたので、開館当時5掛11名であったのが、34年（1901）1月には新たに会計掛を新設、職員も13人から16人へと漸増していった。それにともない、機構の拡張も必要となり、34年5月には次のように機構が改められた。



明治33年頃の本館職員



明治35年（1902）11月、法科大学に分館を設置し、分館主任ならびに法科大学図書購入主任を任命。翌36年には目録掛を専門化するため、和漢書・洋書別に職務を分担した。また検閲掛・注文掛を廃止した。

36年7月には京都帝国大学附属図書館規則の最初の改正が行われた。同年3月、京都帝国大学福岡医科大学が福岡に設立されたが、本館規則第1条によれば、福岡医科大学の図書も、本館に保管することになるわけであるが、

それでは実際の取扱上非常に不便であるため、第1条に「福岡医科大学及同附属医院所属ノ図書ハ別ニ定ムル規程ニ依ル」と但書が追加された。

閲覧室の暖房設備は開館時すでに完成していたが、点燈の設備はなく、したがって規則の上では、夜9時まで開館となっていたが、実際上は夜間開館は不可能であった。それでこの欠を補うため、祝祭日・日曜日も開館していたが、36年6月待望の電燈設備が完成し、6月24日より点燈を始めた。

37年(1904)7月、閲覧室の一隅に法科大学の参考図書を排列して閲覧者の便を図り、また同年9月より書庫検索を許可することになった。こうして設備の拡充とともに、本館規則がいよいよ全面的に実施されるようになるにつれて、これまでの経験からして、執行手続の改正を必要とするようになり、同年10月11日付で、はじめてのかなり大巾な改正が行われ、これまでの30条が33条となった。この改正により、たとえば借受期限を短縮するとか、頻繁に利用される図書の貸付は臨時に拒否することがあること、また月に1度閉館日を設け、館内の大掃除や図書の点検を行ったり、あるいは館員会議を催すことなどがきめられた。

この年日露戦争が勃発したが、戦争の余波も大学には波及せず、この年閲覧人員は開館以来はじめて、年間総計1万人を越え、閲覧冊数も4万冊を越えるに至った。こうして本館の活動もいよいよ本格的になっていった。

一方本学全体としても、明治39年(1906)文科大学が開設され、本学当初の計画であった理工科大学(30年9月創設)、法科大学(32年9月)、医科大学(32年9月)、文科大学の4大学がここに全部予定通り開設され、京都帝国大学の構成が完了した。

明治40年(1907)4月に、本学は早くも創立10周年を迎えることになり、10周年祝賀講演会が閲覧室で開催された。一方図書館も、業務の拡充とともに、当初の事務室では狭隘となっていたが、この年5月事務室の増築も完成し、ここに本館の歴史の第一期である拡充期を終え、いよいよ本格的な充実

時代に入るのである。

第2節 第2期（明治41年～昭和10年）

1 島館長から石川館長へ

明治41年（1908）は本館の歴史にとって、大きな意味を持つ年である。その第1は官制の改正により、本館に司書官および司書が置かれるようになったこと、第2は「附属図書館商議会規程」が制定されたことである。

この年6月2日、勅令をもって本学官制が改正され、司書官および司書が新設された。勅令の関係条文はつぎの通りである。

第1条 京都帝国大学ニ職員ヲ置ク 左ノ如シ

総 長
書 記 官
事 務 官
学 生 監
司 書 官
書 記
司 書

第4条

（第3項）司書官ハ専任1人奏任トス 上官ノ命ヲ承ケ附属図書館ニ於ケル図書記録及閲覧ニ関スル事務ニ従事ス

第5条

（第3項）司書ハ専任5人判任トス 上官ノ命ヲ承ケ附属図書館ニ於ケル図書記録ノ整理及閲覧ニ関スル事務ニ従事ス

かくてわが国の大学図書館は、はじめて図書館業務のための専門的職種を持つことができたのである。

同じくこの年12月1日付達示第19号をもって、京都帝国大学附属図書館商議会が設置された。司書官・司書の職制が新設され、いままた附属図書館運

営の審議機関として商議会が設置され、大学図書館としての運営機構はここに完備した。商議会は図書館のことに関して、総長の諮詢に応じるとともに、図書館長および商議会委員の提議する事項を審議する。商議会は委員長と委員からなり、委員長は委員の互選によって選出される。委員は各分科大学長と、各分科大学の教授1名から構成されていた。そして戦後商議会規程の改正されるまで、図書館長および司書官は委員に列せず、商議会委員の質疑に答え、問題のある時は提議するという立場であった。商議会開設当時の規程は次の通りである。

京都帝国大学附属図書館商議会規程

第1条 京都帝国大学ニ図書館商議会ヲ設ク

商議会ハ各分科大学長及各分科大学教授各1名ヲ以テ組織ス

第2条 教授ニシテ委員タル者ハ当該各分科大学教授ノ互選ニヨリ総長之ヲ命ス

委員長ハ委員ニ於テ之ヲ互選ス

委員長ハ商議会ヲ召集シ其議長ト為ル

委員長事故アル時ハ年長者之ヲ代理ス

第3条 商議会ニ書記1人ヲ置ク 委員長ノ指揮ヲ受ケ庶務ニ従事ス

書記ハ本学司書ヲ以テ之ニ充ツ

第4条 委員ノ任期ハ3ケ年トス 但シ引続キ再選セラルル事ヲ得ス

委員長及委員補欠ノ場合ニ於ケル任期ハ前任者ノ任期ニ依ル

第5条 商議会ハ左ノ事項ヲ審議ス

1 図書館ニ関シ総長ヨリ諮詢ノ件

1 図書館長ヨリ提議ノ件

1 図書館ニ関シ委員ヨリ提議ノ件

第6条 図書館長ハ商議会ニ列席ス 又委員長ハ必要アリト認ムル場合ニ於テ其他ノ

本学職員ニ列席ヲ要求スルコトヲ得

但シ此等ノ列席者ハ議決ノ数ニ加ハル事ヲ得ス

第7条 本規程ハ明治41年12月1日ヨリ之ヲ施行ス

初代委員は

委員長 久原 躬弦 理工科大学長

委員 田辺 朔郎 理工科大学教授

委員	井上 密	法科大学長
〃	毛戸 勝元	法科大学教授
〃	荒木寅三郎	医科大学長
〃	伊藤 隼三	医科大学教授
〃	松本文三郎	文科大学長
〃	内田 銀蔵	文科大学教授

明治42年(1909)2月17日第1回の商議会が開催された。この最初の商議会で審議された重要な問題は、図書館長より提議された「本学図書(各分科ヲ通シ)印刷目録(Author Catalogue)調製希望ノ件」であった。この問題は熟考を要するゆえ、可決を保留するとの意見多数で、決定をみなかったが、全学に共通して使用できる印刷目録を作製しようという問題であっただけに、注目されている。

第2回商議会はひきつづき同年6月17日に開催され、明治43年度図書館予算要求概算書案について、各費目を詳細に審議した。この会議において、島館長の案であった増加図書の月報を印刷する印刷費増額が提出されたが、「図書館ニハ本学全体ノ図書目録ノ印刷サレタルモノナン之ニ先立テ増加図書ノミノ月報ヲ印刷シテ配付スルモ根本的ノ目録ナキヲ以テ格別ノ利益ナン」として否決された。

明治43年(1910)7月25日、島文次郎は第三高等学校教授に転じて館長を免ぜられ、石川一事務官が司書官に任ぜられると共に館長に補せられた。本館において、教官系以外より図書館長に補せられたのは、この石川一館長のみである。明治41年の官制改正により、館長は「教授助教授又ハ司書官ヨリ文部大臣之ヲ補ス」となっていたので、石川一は司書官に任ぜられることによって、館長に補せられたのである。

島館長は初代館長として、本館の創設以来その発展のために尽力したが、一方文科大学の開設に備え、文科系図書の収集にもつとめ、着々とその成果

を挙げ、また関西文庫協会を創設する等、館界一般につくし、その功績も非常に大であった。それで同館長の辞任に際し、日本図書館協会発行の「図書館雑誌」第10号は、島京都帝国大学附属図書館長の転職として、次の通り報じている。

京都帝国大学附属図書館創立の際より館長の職を挙げて熱心同館の経営に任じ常に其改良発展を計りて遂に今日の盛大を致されし文学士島文次郎君は去る8月同学司書官より文科大学助教授に転任、同時に図書館長の職を去られたり。我儕は同君転職の事由の如何なるものあるかを知らずと雖も、ただ我儕同業の立場より観て君の如き有力多勞の士の我が図書館界を去られたるを惜まざる能はず。君頭脳明晰学殖富贍之に加ふるに斯業十又三年の経験を以てす。我が界其人に乏しきを訴ふるに当りて端無く君の退引を見る。真に遺憾限り無しと謂ふべし。君が新に入られたる英文学界は君を歓迎すること勿論なりと雖も、我儕の失望は此によりて慰むべくもあらず。只寄語一事のあるあり、曰く君今職を転ぜりと雖も、願はくは我が図書館に忠実なること昔日の如くなれと。

石川館長は就任後間もなく、43年10月20日第5回商議会を開催した。この会議においては、(1)図書館規則改正の件、(2)図書月報分類制定の件という2つの案件を審議した。規則改正は、官制の改正により、「事務官」「薬局長」「学生監」「技師」等の文字が新たにつけ加ったことと、「貴重図書ハ其学科ニ関スル教官ノ外総長ノ特許ヲ得タルモノニ限り之ヲ閲覧スルコトヲ得」とあったのを、「館長ノ承認ヲ経テ」と改正されたことである。

この商議会の結果、11月14日付で正式に本館規則ならびに同執行手続が改正され、さらに11月15日より「京都帝国大学増加図書月報」が発行されはじめた。

一方カリフォルニア大学との図書交換もはじめられ、また閲覧室の一部に自由接架制による図書の展列を行うなど、内外にわたり図書館活動は充実されていった。

明治44年(1911)6月7日、第6回商議会を開催。今回も前回と同様、規則改正に関し審議を行った。こんどの改正は相当広範囲にわたり、改正条文

は図書館規則について10カ条、執行手続について5カ条であった。これらの改正は官制の改正等の結果によるもので、明治43年12月22日九州帝国大学の設置が決定されたのにもない、さきに本館規則第1条に、福岡医科大学に所属する図書について追加された分が、今回あらためて削除された。

この会議には菊池総長も臨席したが、総長が商議会に参加したのは、これが最初である。しかも興味深いのは、総長の発言によって、改正案も、もとの条文も共に削除された条文が一つあることであろう。当時の記録をみると、執行手続の第32条は、改正原案は「凡ソ本学ニ図書又ハ図書購入費ヲ寄贈セント欲スル者アルトキハ本学ハ其需ニ応スルコトアルヘシ」とあったのを、このような規程は大学全体の規程の中に入れるべきものであるということで、削除された。商議会でこの審議の結果にもとづき、9月8日正式に規則および執行手続が改正された。

この年7月以降、米国議院図書館カード型印刷目録の既刊の分と今後刊行の分を、あわせ送附されることになった。それは、明治42年12月、時の総長菊池大麓が日米交換教授としてアメリカ滞在中、講演の余暇に議院図書館(Library of Congress)を視察したとき、同館で発行しているカード型印刷目録が学術研究上、また図書館経営上裨益するところ多いことを知り、しかもその刊行後10年近く経過しているのにもかかわらず、わが国には1カ所もこれを備える館のないのを遺憾とし、同館長パトナム(Putnam)氏と相談し、同カードを日本にも配布を受くるよう手筈を定めて帰朝した。しかし東京帝国大学と帝国図書館とは、同カードの配布を、都合によりともに辞退したので、まず本学のみ配布を受けることになり、文部省に稟請して外務省を通じ、議院図書館およびスミソニアン・インスチテューション国際図書交換局と交渉の結果、やっと送付されることになったものである。

同年10月1日石川一は館長を免ぜられ、新村出が第3代館長に任命された。石川館長は在職1年2カ月余で、歴代館長のうち在職期間はもっとも短かか

ったが、よく初代館長創業のあとを受け、守成の任を全うした。

2 新村館長時代

新村館長は昭和11年定年退官するまで、明治・大正・昭和の3代にわたり、在職すること実に26年の久しきにわたり、本館の充実期を作りあげた。



第3代館長 新村出

当時文科大学教授であった新村出の館長就任は、本館史上大きな意味をもつ。まず第1に教授にして図書館長の補職についたのは、各帝国大学を通じて、新村館長をもって嚆矢とすることである。新村館長就任当時、東京帝国大学は初代館長 和田万吉助教授がまだ在任中であつた。東大で教授にして館長に補せられたのは、和田館長について大正12年11月29日就任した姉崎正治教授が最初であつた。

新村館長の館長就任により、これまでのように助教授または司書官が館長に補せられたのにくらべ、館長の地位が従来より高く評価されうようになった。しかし新村教授の館長就任に際しては、文科大学の同僚教授のうちには、館長の職はこれまで助教授または司書官で補せられた職であるから、教授である者の就くべき職でないと言う者もあつたそうである。

このように、教授が館長に補せられることによって、館長の地位は高められたが、それとともに、従来のような専任館長を得ることが困難になった。初代島館長をはじめ法科大学助教授に任ぜられて館長に補せられたが、法科大学助教授というのは、ただ身分上のことだけであつて、べつに法科大学で教育・研究にたずさわるといふことはなかつた。明治39年8月には、文科大学

助教授に任せられたが、これも身分上のことだけであった。すなわち身分上は分科大学の助教授であるが、館長の職務に専念する専任館長であったわけである。このような専任館長的在り方が、新村館長以後見られなくなった。しかし新村館長は文科大学教授として、研究、教育に従うかたわら、ほとんど専任館長的に、長期にわたって本館の発展に尽力した。

新村館長以後、館長の学内における地位は高められたが、それでも他の長にくらべるとき、たとえば帝国大学高等官官等俸給令によれば、一段低く見られていたと言えるであろう。すなわち明治30年6月の官等俸給令によれば、教授にして分科大学長や医院長に補せられる者には、本俸500円以内の加給をしうるのに対して、教授助教授にして図書館長に補せられる者には、本俸400円以内を加給しうるとされていた。ついで明治31年7月、帝国大学高等官官等俸給令は改正され、分科大学長・医院長等に対しては、本俸600円以内加給しうるように引き上げられたが、図書館長の加給は400円のまま据え置かれた。

しかしいづれにしても新村館長の就任は、本館の発展に大きな意味をもつものであった。とくに新村館長は言語学者として、東西の文献に広い見識を持ち、本館の誇るべき特殊文庫の大半は、新村館長時代に収集されたのであり、本館蔵書の基盤が確立されたのである。

時代はいよいよ明治から大正に移る。この間、明治19年に「帝国大学令」が制定されたとき、ただ一つの帝国大学であったのが、30年の本学の創設をはじめ、明治40年には東北帝国大学、同43年には九州帝国大学と、4つの帝国大学が設置され、大学の発展は数においても、またその内容においても著しかった。しかし大正に入るとともに、大学自治、学問の自由独立の問題をめぐって、大正2年本学に沢柳事件が起り、さらに大正中中期からは学生運動も抬頭し、大学もようやく騒然たる時代の嵐の前に立たされてくるのである。

明治から大正に移るとともに、本館も逐次その内容の充実が進められてい

った。まず第一に挙げるべきは、大正元年（1912）9月、これまで総長の許可を得ることとなっていた下記事項が、「京都帝国大学附属図書館長委任事項」として、館長に委任されたことであろう。その委任事項とは

- 1 諸官庁又ハ公共団体ニ対シテ図書ヲ貸付スル件
- 1 諸官庁ノ吏員又ハ公共団体ノ代表者ニ対シ公用図書ノ検索若クハ閲覧ヲ許可スル件
- 1 図書館閲覧許可証交付ノ件
- 1 図書特別閲覧票交付ノ件（但シ1ケ年以内有効ノモノニ限ル）
- 1 図書検索許可証交付ノ件
- 1 夏期休業中図書貸付許可ノ件
- 1 2日以上貴重図書貸付許可ノ件
- 1 貴重図書閲覧許可ノ件

の8件であった。これは館長の権限の独立、強化をしめすものと解することができるであろう。

大正2年（1913）9月12日第9回商議会が開催された。予定されていた議題は大正3年度の予算案審議であったが、臨席の沢柳総長は、同総長のかねてよりの腹案であった図書統一問題について審議するよう要求され、この問題の方が主たる議題となった。沢柳総長の図書統一計画とは、各教室には研究上どうしても欠くべからざる書物以外は置かないことを前提として、すべての図書をなるべく中央館に集中し、当時存在した法科大学および文科大学の各図書取扱規程等も統一しようというものであった。しかし法科大学の如く、すでに印刷目録までできている所もあるので、絶対的に統一しようとするのではなくて、むしろ事務上、あるいは目録の作製上での統一を行いたいという説明が付された。ちょうどこの頃、本学全体の図書の総合目録を出版しようという案が生れており、そのためにも一応図書事務の統一が必要であり、時期としてもちょうど良いと考えたのでであろう。委員の中から、「もし統一して本館で目録編纂までするとすれば、事務員の増員、引いては経費

の増加を招くのではないか」という意見も出たが、総長は「もし事務を統一すれば、むしろ経費は節減される見込だ」と述べている。このような総長の意見に対して、委員の中には、「別段、今日までのやり方に不満を持っていないのに、統一を強行されては困る」と反対する者も多少あり、また各分科大学ごとに異った図書取扱規程があるのはおかしいという意見や、それぞれの分科大学の図書の特殊性を考えた上での規程だから、従来のものでいいという意見が出て、結論は出なかった。当時問題となった点が数十年後の今日でも、図書館行政上の問題となっていることと考えあわせるとき、たいへん興味深い。

大正4年(1915)1月6日、奈良女子高等師範学校教授長寿吉が司書官に任ぜられた。明治41年司書官制度が設けられるや、島文次郎が司書官に任ぜられて図書館長に補せられ、ついで石川一が司書官に任ぜられ館長の職にあった。しかし明治44年10月1日石川一がその職を去ってより、司書官は空席のままになっていたのである。

同年7月2日第10回商議会を開催した。議題は大正5年度図書館予算案、本館事務室庁舎の増築、移築の件と、昨年来の総括印刷目録の予算問題であった。事務室庁舎に関して新村館長は「本館事務室ハ去ル明治四十三年以来前々館長島氏ノ時代ヨリ屢々要求セラレシガ、時機至ラス今日ニ及ヒタルハ頗ル遺憾ナリシ。ソモソモ本館ノ建物ハ当初ノ規模甚タ狭小ニシテ、諸君モ御承知ノ如ク、現時教官閲覧室ニ充テアル僅カニ十二坪余ナル一室ニテ事務ヲ処理シツツアリシガ、其後本館ノ事務モ段々膨張シ支障少カラズ。依テ法科大学図書室ノ二室ヲ借受ケテ漸ク事務ヲ執リ居リシガ、尚狭隘トナリ止ヲ得ス姑息的ニモ増築シ、目下御覧ノ通りノ次第ナリ。然ルニ法科図書室ニ於テモ昨今益々狭隘ヲ感シ、二室ノ返却を要求セラレツツアルノ現状ナリ。故ニ来年度ニ於テハ是非共本費ヲ要求シテ、焦眉ノ急ニ応セントスルノ希望ナリ。而シテ本館ハ各分科大学ヨリ購入又ハ寄贈ノ図書ヲ回付シ来リ整理スル

ノ慣例ニシテ、本図書館ニハ随分貴重又ハ再ヒ得難キモノモアリ。之ヲ整理シテ再ヒ各科教室ニ貸付シ又ハ書庫ニ収ムル迄ニハ、少クモ四五日間ノ日子ヲ要シ、此ノ間ニ於テ一朝災禍ニ遭遇センカ、之等ノ図書ノミナラス、本館ニテハ入館ノ図書ニ対シテハ、一々其来歴等ヲ詳シク記入シタルカード式ノ目録アリ、絶ヘス検索、編纂上等ニ備付置クノ必要アリ。之等ノ必要欠クヘカラサル大切ナルモノモ、烏有ニ帰スルノ虞レアリ。故ニ本館ノ建築ハ可成不燃質ノ建物トナシタキ希望ナリ」と説明した。また総括印刷目録については、「……当初ハ分類目録トナシ印行スルノ筈ナリシガ、編纂スヘキ図書ノ大部分ハ各教室ニ在リテ、分類上困難ノ場合アリテ意ノ如クナラス。且普通図書館的ノ雜駁ナル分類トナスモ、時日ト労力トヲ徒費スルノミニテ、専門的ノ分類ニアラサレハ利用上ニ於テモ効果少カルヘシト信シ、東京大学ナゾニテモ順序トシテ、洋書ハ著者名目録、和漢書ハ書名目録ト云フ編纂ノ順序ニ鑑ミ、本館ニ於テモ速成ヲ重ンジ、先ツ洋書ハ著者名目録トナシ、次ニ和漢書書名目録ノ編纂ニ従事シタキ考ナリ」と説明した。

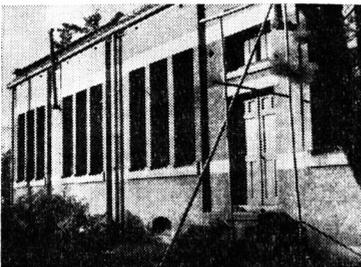
館舎の建築に関する委員の意見の一つに「二階建ハ総テノ点ニ於テ不便多カルヘシト思惟ス。殊ニ教官閲覧室ノ階上ニアルハ、書庫ニ遠ク不便ナルヘシ。其他事務室カ階下ニ在リテ館長室ノ階上ニアルカ如キ等ハ支障多カルヘシ。尚本設計ハ敢テ大ナリト云フニ非ルモ、可成平家建トナシ、室数等ヲ節約シ、可成小ナル経費ニテ提出セン方通過ノ点ニ於テ利益ナルヘシ」というものもあった。

印刷目録についても委員の意見は「今回印刷セントスル洋書ノ目録ハ、先ツ以テ著者名索引目録ト為スノ御説ナルモ、著者名ノミノ索引目録ニテハ利用上効果少ナシ。分類目録ノ編成ヲ主張ス。而シテ図書館ニテ分類スルニ困難ナレハ、各分科ニテ医科ハ医科トシ、理科ハ理科トシ、各教室ニ於テ分類ヲ担当シ、之ヲ図書館ニテ綜合シテ編纂セハ容易ナルヘシト信ス」、
「著者名目録ノミナレハ、先ツ無キヨリ優レル位ノ所ナリ。将来ハ分類目録編纂ノ

要アルヘイト信ス」。「向後ノ為メ分類目錄編成ノ標準トシテ、分類細目表ヲ各分科ニテ調製シテハ如何」という風に図書館の将来について真剣に論議がかわされた。この日の記録には「シキリニ論争アリ、議場稍ヤ囂々タリ」とある。結局新村館長の事務室新築案は認められず、目録の方も、分類細目等を決定するため、別に委員会を開くということになって、その他の予算案を承認するにとどまった。

第11回商議会は大正5年6月5日開催、やはり翌年度図書館予算案に関する議題であった。ところが、この時の会議で、従来会議の主たる議題とされてきた翌年度図書館予算案の審議を、以後やめようという意見が出て承認された。ただし新事業の企画等に関し、委員会に附する方が良いと認められる重要な事項については、従来の如く具体案を提出しようということになった。この決定は商議会の運営に比較的大きな影響を与えた点で、注目しなければならない。この決定によって従来の中心議題であったものを失うのであるから、当然商議会で取り上げる議題も中心が移され、開催の回数も、従来少なくとも1年に1度であったのが数年間開催しない例も幾度か見られるようになった。この後商議会は4年間開かれなかった。

大正7年(1918)3月、長い間の本館の懸案であった事務室が竣工した。



旧図書館事務室（現在は保健診療所）

新事務室は煉瓦造平家建で、現在は本館の北隣にあって本学の保健診療所として使用されている。この年12月5日勅令第388号をもって大学令が公布された。大正3年欧洲の一角より始まった第1次世界大戦は、深刻な影響をわが国の人心にも与えたが、これに対応

してわが国の教育政策を根本的に考え直すため、大正6年9月内閣に臨時教育会議が設けられた。この会議は小学校教育から大学教育にいたるまで、わ

が国の教育全般について答申したが、この答申にもとづいて大学令が制定された。大学令は数個の学部を持つ総合制を原則とするも、単科制も認めることとし、単科大学の成立を認めるとともに、従来の分科大学の名称を学部と改変し、大学全体の総合制の強化をはかった。それとともに国立のほか公立および私立も認め、ここに民間の大学教育は自由にのびうることとなり、以後専門学校より昇格して生れる私立の大学が急速に増えた。

大学令の制定とともに、従来存在していた帝国大学令は、大学令の下において帝国大学のみにも適用される規程となった。そのためこれを改正する必要が生じ、大正8年(1919)2月6日勅令第12号で、明治19年制定の帝国大学令の改正が公布された。この改正により、従来の分科大学は学部となり、また帝国大学令においては教授・助教授等はそれぞれ分科大学の職員で、帝国大学には総長・書記官等の職員があるにすぎなかったが、以後、教授・助教授等はすべて帝国大学教授・帝国大学助教授として、各学部に勤務を命ぜられることとなった。ここにおいても、帝国大学の総合制の強化が行われたのである。

かくして大学一般については大学令、帝国大学に関しては帝国大学令が公布されて、わが国の大学制度は一応完成し、終戦後学制全般の大改革が行われるまで、この形で存続したのである。この意味において、大正7、8年の新大学令はわが国の大学制度において特筆すべきことである。

大正8年2月6日の「帝国大学及其ノ学部ニ関スル勅令」によれば、本学の学部は、法・医・工・文・理・経の6学部である。理学部は理科大学として、大正3年7月当時の理工科大学から分離して設立されたものであり、経済学部は大正8年5月創設されたものである。

このように帝国大学の総合制は強化されたが、図書行政上の総合制は残念ながら、なんら強化されなかった。分科大学の名称は学部と変わったけれども、各学部はそれぞれ分科大学時代以来の図書取扱規程を持ち、館長の権限のも

とに、全学的な図書の運用をはかることは、大正2年の商議会での審議からも察せられるように、非常に困難なことであった。

館長の地位は、新しい大学制度のもとにおいても、なんら高められなかった。たとえば大正9年8月17日高等官官等俸給令が改正されたが、今東京帝国大学の俸給令によれば、「教授ニシテ学部長・医院長ニ補セラレタル者ニハ職務俸八百円以内ヲ給スルコトヲ得」とあったのを「千二百円」と改め、「教授ニシテ天文台長、航空研究所長、伝染病研究所長ニ補セラレタル者ニハ職務俸六百円以内ヲ給スルコトヲ得」とあるのを「八百円」と改め、「教授、助教授ニシテ臨海実験所長、植物園長、演習林長、農場長、薬局長、又ハ図書館長ニ補セラレタル者ニハ職務俸四百円以内ヲ給スルコトヲ得」とあるのを「六百円」と改めた。これを見れば大学内の各組織体の長が3階級に区別されていることが明かであろう。すなわち第1が学部長・医院長であり、第2が天文台長・航空研究所長等のように、それ自体の独自の官制を有する附置機関の長であり、第3が植物園長・演習林長等のように、それ自体の官制を有せず、大学あるいは学部等に附属する附属機関の長である。そして附属図書館長はこの第3に入るのである。

大正8年12月6日長寿吉司書官の転任にともない、大正9年(1920)1月23日本館司書秋間玖磨が司書官に任ぜられたが、同年11月2日退官した。同月13日山鹿誠之助が司書官に任ぜられた。

大正9年4月28日第12回商議会を開催した。議題は附属図書館規則と執行手続の改正の件であったが、主たる改正案は規則の第1条「京都帝国大学附属図書館ハ京都帝国大学ノ図書ヲ貯蔵スル所トス」とあるのを「京都帝国大学附属図書館ハ本大学ノ図書ヲ収蔵シ図書ニ関スル一般事務ヲ処理スル所トス」と変更すること、および第11条の「夏期休業中図書ヲ借受セントスルトキハ総長ノ許可ヲ経ヘシ」と、第15条「本則ニ依リ総長ノ許可ヲ請フヘキモノハ凡テ館長ヲ經由スルモノトス」の2カ条を削除すること、さらに第17条の

「本則ノ執行ニ関スル手續ハ総長之ヲ定ム」を、「本則及本則執行手續ノ改訂ハ図書館商議會ノ審議ヲ経ヘキモノトス」とすることであった。

今回の改正案の図書館理念の上に持つ意味は大きい。第1は第1条の改正である。図書館を「図書ヲ貯蔵スル所」とする図書館理念を一步越えて、「図書ヲ収蔵シ図書ニ関スル一般事務ヲ処理スル所」と規程した図書館理念の上における発展を見逃すことはできない。このような理念の発展は、現実の図書館活動に裏付けられていた。たとえば明治42年には全学の外国逐次刊行書目録を刊行し、また明治43年以来全学の増加図書目録月報を刊行するなど、本館の活動はもはや単なる図書の貯蔵管理という次元を脱却していたのである。このような現実の活動に支えられて、「図書ニ関スル一般事務ヲ処理スル」という規程案に到達したのである。しかしまだここには積極的な図書館奉仕の理念は現われてこない。それは第2次大戦後の本館の復興期を待たねばならない。

第2は改正案中より「総長ノ許可」という字句を大巾に消していこうとしたことである。すでに大正元年以来、規則上総長の権限に属する事項が、館長への委任事項として大巾に委任されていたが、いまやこれを規則中にはっきりと明記し、館長の権限の強化・独立化を意図したのである。

この改正案は商議会で承認されたが、結局裁定されず、図書館を「図書ヲ貯蔵スル所」とする規程の改正は、戦後図書館理念が大きく改革されるまで待たねばならなかった。

本館がこのような状態であったのに対し、東大ではすでに大正7年従来の図書館規則を大きく改正していた。いまその第1条をみると、明治19年制定の帝国大学図書館規則では「帝国大学図書館ハ大学院及ヒ分科大学ノ図書ヲ貯蔵スル所トス」とあったのを、大正7年に「東京帝国大学附属図書館ハ東京帝国大学所属図書ノ管理ニ関スル事務ヲ掌ル」と改正されていた。また明治44年東北帝国大学に図書館が創設されたとき、東北帝国大学図書館規程第

1条には「本学ニ図書館ヲ置キ東北帝国大学ニ於ケル図書ヲ貯蔵ス」とあったが、大正5年東北帝国大学官制の改正により、はじめて附属図書館となったとき、図書館の規程も改正され、その第1条は「東北帝国大学附属図書館ハ東北帝国大学所蔵ノ図書ヲ処理ス」と改正された。大学図書館の理念は、このように、すでに「図書ヲ貯蔵スル所」という理念を一步越えつつあったのである。

一方、当時世相はようやく騒がしくなり、大正9年には森戸事件が発生、「クロボトキンの社会思想の研究」が新聞紙法違反で告訴され、思想・研究の自由は著しく圧迫されてきた。このような圧迫は本館にも及びはじめ、大正10年(1921)11月11日には、京都府警察部より一部雑誌の閲覧禁止が通達されるに至った。

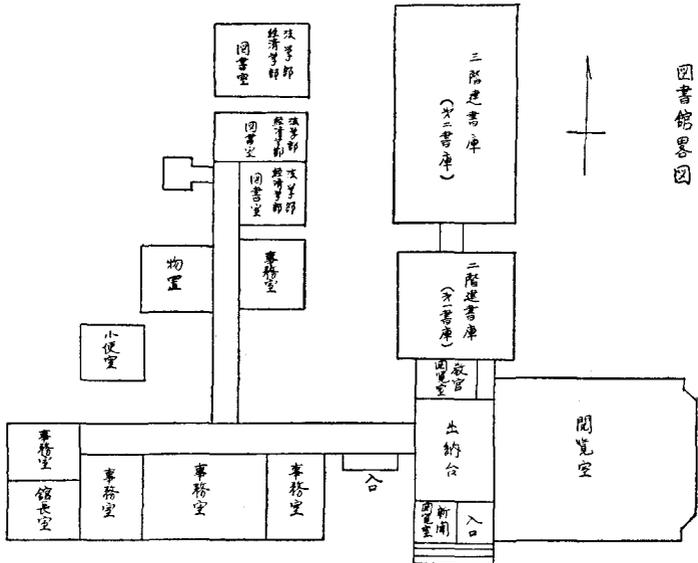
その後こうした圧迫はますます強められ、ついに大正14年には治安維持法が成立、その直後の翌15年1月には京大学生事件が発生、38名の学生がわが国体および経済組織と相容れない思想をいただいているという理由で逮捕され裁判にかけられた。

このような世情にもかかわらず、あいついで設立された帝国大学附属図書館は着実に発展し、大正13年(1924)6月には、東大において第1次帝国大学附属図書館協議会を開くに至り、翌14年(1925)5月には、第2次の協議会を本館において開催した。この協議会は大学図書館の協議会としては、日本最初のものであり、現在に至るまで存続し、大学図書館の発展のみでなく、わが国の図書館運動の進展にいろいろと貢献するところが大きかった。

大正14年7月には鉄筋4階建の第3書庫が増築された。旧館時代の本館の増改築は一応これで終わった。いまその概要を挙げれば、つぎの通りである。

名 称	構 造	広 さ
閱 覧 室	木造平家建	159.6坪 (527.6m ²)
学生閲覧室		115.3〳 (381.2m ²)
教官閲覧室		12.8〳 (42.3m ²)
新聞閲覧室		6.5〳 (21.5m ²)

出納室		16.0	ク	(52.9m ²)
玄関		6.0	ク	(19.8m ²)
車寄		3.0	ク	(9.9m ²)
第 1 書庫	煉瓦造 2 階建	34.7	ク	(114.7m ²)
		延 69.4	ク	(229.4m ²)
第 2 書庫	煉瓦造 3 階建	96.1	ク	(317.7m ²)
		延 288.3	ク	(953.1m ²)
第 3 書庫	鉄筋コンクリート造 4 階建	35.7	ク	(118.0m ²)
		延 142.8	ク	(472.0m ²)
事務室	煉瓦造平家建	67.5	ク	(223.1m ²)
図書室 (1)	木造平家建	90.0	ク	(297.5m ²)
図書室 (2)	木造平家建	18.0	ク	(59.7m ²)
昇降口	木造平家建	7.8	ク	(25.8m ²)
書庫渡廊下	木造平家建	4.3	ク	(14.2m ²)
図書室渡廊下	木造平家建	4.5	ク	(14.9m ²)
便所渡廊下	木造平家建	2.0	ク	(6.5m ²)
小使室	木造平家建	6.0	ク	(19.8m ²)
学生便所	木造平家建	2.5	ク	(8.3m ²)
職員便所	木造平家建	2.0	ク	(6.6m ²)
計		530.7	ク	(1,754.4m ²)
		延 864.7	ク	(2,858.5m ²)

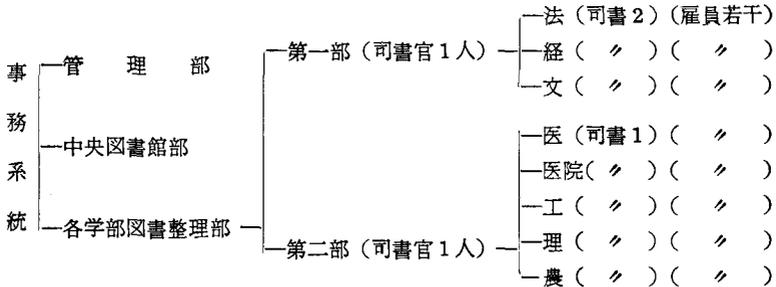


本学においてはこの間大正12年には農学部が開設され、大正15年には本学最初の附置研究所として、化学研究所が開かれた。このような大学の発展にともない、明治末1,500余人であった学生数も、大正末には学生生徒あわせて3,500人を越える学園へと発展してきた。

星移り、時代は昭和へと変るが、昭和2年から本格化した不景気は6年に至って頂点に達した。そして満州事変が起り、日華事変へと転じ、さらに大東亜戦争へと、破局への道をたどっていく。時代はますます厳しくなっていくが、昭和10年頃までは、まだまだ大学は時代の嵐にまともに揺がされることもなかった。

昭和4年(1929)6月10日、第13回商議会が9年間の空白の後開催された。議題は「図書館新営案」の審議であった。新営費総額1,508,248円で、説明にあたった新村館長は

単ニ東京帝国大学附属図書館ノ新ニ宏壯雄大ニ建築セラレタルニ倣ハントスルニアラザルモ、最近東洋文庫、天理教図書館、東京市深川区図書館等ノ新築ニ当リ、既ニ三拾幾万円乃至七・八拾万円ノ予算ヲ以テ、之ヲ企画シ着手セルニ看テモ、本学ノ中央図書館トシテノ使命機能ヲ充分ニ果サントスルニハ、少クトモ此程度ノ設備ヲ必要ト認メタルニ因ル。今後五十年若シクハ百年後ノコトヲ考フルニ於テ、特ニ其然ルヲ感ズ。余ハ図書館ノ第一使命ニ鑑ミ、学生ニ一般参考用図書ヲ閲覧セシムルニツキテハ、教官ノ直接指導ニ依ラズ、自由ニ独修スルヲ得シメ、兼ネテ思想善導ニモ資センメントスルニ於テ、大閲覧室ノ必要ヲ痛感スルニ至リタルモノナリ。今回第1閲覧室ヲ設ケ五百名ヲ収容セシメントスルハ、即チ之ニ基ツクモノニシテ、此五百名ノ算出ハ全学生数ヲ五千名ト見做シ、其1割ヲ認メタルモノナリ。此外ニ約百名ヲ収容スベキ第2閲覧室ヲ設ケントスルハ、各部専門ノ参考図書ヲ読マシメンガ為メニシテ、真ニ研究ヲナサントスルモノト否ラザルモノトヲ分タントスルガ、根本ノ骨子ナリ。新聞閲覧室、雑誌閲覧室ヲ分チタルモ此趣旨ニ外ナラズ。(中略) 本職ノ希望スル所ハ、中央図書館ハ七学部ノ共有物ナリト云フ觀念ヲ以テ、各学部ヨリ共同後援、協力ヲ受ケタキコトナリ。此際旧来ノ念ヲ一掃シテ、新ニ共同整理ニ当リ、閲覧ノ上ニモ利用率ヲ高メラレンコトヲ懇望止マザルモノナリ。此新シキ考ヲ以テ本案ヲ立案提出シタルモノナレバ、願クハ各位ニ於テモ此意味ニ於テ審議セラレンコトヲ。今左ニ本職ノ腹案トスル図書館事務系統ヲ示サン



尚別ニ各学部ニ司書 1 人ヲ配置スルコト、恰モ各学部ニ主任書記 1 名宛ヲ配置スル如クナラシメントス。斯クシテ内外相応ジテ事ニ当ラバ、一層迅速敏活ニ図書整理ノ務ヲ果スヲ得ベシ。要スルニ各学部互ニ相援ケ、総合大学図書館トシテノ機能ヲ充分ニ發揮セシメラレンコトヲ期スルモノニシテ、図書館商議会ガ此間ニ在リテヨク関与指導シ、此目的ヲ助成セシメラレンコトヲ望ム。新設計ニ四十坪ノ會議室ヲ設ケタルハ此意ニ依ル。

と述べた。

この商議会には新城総長も出席した。かつて大正の始めの商議会で、出席した沢柳総長が図書統一計画を提案し、分科大学ごとに分置されている図書を本館に集中化すること、分科大学ごとに定めている図書取扱規程を統一すること、さらに目録作製上の統一と、全学図書の整理・運用上の統一化を企図したが実現しなかった。奇しくもまた昭和の始めの商議会で、同様に総長出席のもとに、全学図書行政の統一問題が再度提案されたのであった。しかも今回は前回よりもさらに徹底的に、たんに整理・運用面の統一だけでなく、全学の図書系職員の統合を意図するものであった。そしてこのような理念の実現のための「図書館新営案」が提出されたのである。

この日の会議は出席者の発言活発をきわめ、議事は難行し、結局大勢は決議を次回に延期することと決した。

この会議の後、新村館長は総長とともに、当時新築直後の東大図書館見学のため東上し、本館新営案のための構想をさらに練ったのである。

そして前回商議会より17日をおいた6月27日、第14回商議会が開催された。

その席上、館長は東大の模様を詳しく説明した。館長はここで、図書費や一般経常費に関して、東大の数字をあげて本学のそれと対比し、本学の経費の僅少であることを述べ、また、閲覧室の構造と様式（指定閲覧室、一般大閲覧室、オープンスタック等の制度）についても、本学の設備がいかに貧弱であるかを説いた。また、共に東大を視察した総長も次のように報告した。

専門用図書ト一般用図書トヲ別チ考フルニ、専門用ノモノハ現在ノモノヲ更ニ目録ニテ統一シ、互ニ融通連絡シテ行ク様ニセバ可ナラント思ハル。例ヘバ大学ノ論集ノ如キモノハ、或学部ニテ購入シテ之ヲ中央図書館ニ委託シ置カバ利スル所大ナラン。東大ニテハ大蔵経ヲ各部別ニテ7部購入セル如キ例アリ。之レハ部局相互ニ連絡ヲ欠クヨリ生ズル弊ノ大ナルモノナラン。次ギニ一般用ノモノハ学生ヲシテ広く高等教育ヲ受ケムル為メニ、指定閲覧所ヲ設ケテ之ヲ充分利用セシメント欲スルモノナリ。此事ハ各学部ノ考慮次第ニテ、何時ニテモ実施スルヲ得ンカト思ハル。各学部ノ図書費貳拾余万円ノ内、何割又ハ何分ヲ割カバ、直チニ実行シ得ラルベク、場所モ何処カノ室ヲ充當セバ足ルコトト思ハル。此際各部ノ協力ヲ切望ス。本部ニ於テモ充分実行センコトヲ期ス

これより引き続き、図書事務の組織問題を審議し、各学部の図書取扱の現状を、各学部委員が調査して、次の商議会で報告し、その後において、各学部より一名宛の委員を選出して、この問題を専門に扱う小委員会を作ることとなった。

4カ月後の同年10月24日第15回商議会が開催された。前回決定された各学部における図書取扱の現状についての報告がなされ、終って小委員を推挙する件に移り、各学部委員中より一名宛を選出して小委員会が発足した。委員長は商議会委員長が兼ねることを決めた。

この図書取扱方法の改善を目的とした小委員会の第1回会合は、同年11月21日開かれた。この会合では、図書館側としては、正確な目録を作るために、各学部より図書を送付されることを望み、それに要する日数をできるだけ短縮するために、将来は小型自動車を購入したい。また館長が伝票に捺印する

印も司書官に預けるようにしたいと希望したのに対し、法経を除く学部からは、専門の司書を各学部に出張派遣させて、図書を各部に置いたまま、目録事務を遂行できるようにされたいと希望した。また「学部ニ於テハ図書館ハ図書ヲ渋滞セシムル機関ナリトスル外ニ其存在ヲ認メザリシ位ナリ……………今後ハ研究上是非中央図書館ニ依ラザルベカラザル様、充分設備ヲ調ヘラレシムコトヲ望ム」という声もあり、「外国ニテハ紀要ノ如キモノハ、之ヲ中央図書館ニ於テ発送スル慣例トナリ居レルガ、本学ニ於テモ之ヲ中央図書館ヨリ送付スルコトシテハ如何」との意見も出された。

こうして結局新村館長の、全学図書行政の統一化と、その理念の上によって構想された図書館新営案は実現をみずに終わった。しかし大学図書館の理念をめぐるの討議の中から、指定図書制度が提案・可決され、この年から実施されることになった。

さらに昭和8年(1933)の9月からは、法経第4教室の2階に第2閲覧室が開室され、「教官ノ直接指導ニ依ラズ、自由ニ独修スルヲ得」る大閲覧室という新村館長の構想の一端がここに実現された。

昭和9年(1934)には、本学の蔵書は100万冊に達した。同年4月21日付の京都帝国大学新聞はこれをつぎのように報じている。

わが図書館の

蔵書百万を突破す

二十余年間に七十万の増加

東洋一の大文庫

最近の調査によると、本学図書館の蔵書はついに1,022,632冊(和漢書457,438冊、洋書565,194冊)に達し、本年2月頃100万という太いラインを突破したわけだ。而もこの外寄託本として近衛公爵家の近衛文庫10数万冊、久原房之助氏の久原文庫数万冊があり、建物こそ貧弱だが、その内容に於いてはまさに東洋一を誇り得べく、これが完全なる保存と利用のためにも、その新築が学の内外から待望されている。なお館長新村教授の話によれば、今から20余年前同博士館長就任の当時は、30万ぐらいの蔵書だったそうだから、20余年間に70万冊増えたことになる。同館ではこれを記念するため、何らか有意義な催しがあるらしい。

こうして本館は昭和の前期、大学図書館の理念実現のため、いろいろと努力を重ねたにもかかわらず、それは実現しなかったが、蔵書は順調な増加を示していった。しかし世情はますます暗く、昭和8年(1933)には本学に滝川事件が起って世間を衝動、昭和10年には教学刷新の嵐が教育界に吹き荒れ、大学の頭上にもいよいよ暗雲がおおいかぶさってきた。昭和11年(1936)1月、それから後の暗黒史を予示するかのように、本館閲覧室は不慮の災火に包まれたのである。

第3節 第3期(昭和11年～昭和20年)

1 閲覧室の焼失

昭和11年(1936)1月24日閲覧室より出火、館員・学生・職員等の必死の努力にもかかわらず閲覧室は焼け落ちた。しかし幸いに書庫・事務室等は焼失を免れたので、図書の損害は僅少であった。昭和8年以来すでに法経第4教室の2階に第2閲覧室を開いていたので、とりあえずそこを主閲覧室として急場をしのいだ。それとともに昭和のはじめから計画されていた「図書館新営案」が、急速に実現を要望されるようになった。昭和11年4月20日付京都帝国大学新聞はつぎのように報じている。

(前略)

本部構内にある本学図書館はその蔵書は実に100万冊を超え、量に於ても質に於ても断然東洋一を誇るもので、その創設は明治32年にさかのぼる。本年1月下旬不慮の火災のためその附属閲覧室を烏有に帰したことは誠に淋しいことではあるが、幸ひにして100万巻の書物を蔵する書庫は安泰なるを得た。目下は第2閲覧室(法経新館第4教室2階)のみを使用に充てているが、これは座席250を有しており、書庫に遠くなった不便はあるも、学生の必要を充している状態である。然し近き将来において100万円を投じ大図書館建設の準備を整えているから、この不便も解消することと思はれる。(後略)

しかし第2閲覧室だけでは、とうてい学生の需要を満たすことはできなかった。そこで同年9月15日より本部大ホールを仮閲覧室として使用することになった。しかし大ホールは本学全体の式典に使用されることがしばしばであり、そのたびごとに閲覧室をとりかたづけなければならなかった。

こうして曲りなりにも仮閲覧室・第2閲覧室の2つの閲覧室を持つことができたので、閲覧座席数はこと欠かなかったが、両閲覧室と事務室・書庫とは全く離れてしまって、図書の出納のたびに館員はかなり離れた書庫まで往復しなければならず、有機的な図書館奉仕活動など望むべくもなかった。このような閲覧室と書庫との分離は、昭和11年以来戦後の昭和30年新書庫への図書搬入が終るまで、ほとんど20年間も続いたのである。本館の歴史の第3期は、こうして閲覧室の焼失による書庫と閲覧室の分離という、図書館機能の半身不随をもって始まり、昭和20年の敗戦に終る苦難の時代であった。

2 羽田館長時代

この年10月19日新村館長は定年退官し、第4代館長として文学部教授羽田亨博士が就任した。第3代新村館長は明治44年館長就任以来、ほとんど専任館長的に20有余年の長きにわたり、本館発展期の館長として活躍したが、閲覧室焼失後の本館の再建は、定年退官のため、すべてを後任館長に託さざるを得なかった。

しかし本館の新営案は、すでに早くから新村前館長によって構想されており、昭和4年の商議会以来検討が進められていたが、昭和10年5月には、地上3階、地下1階、書庫7層で総面積2,200坪、閲覧室は2階と3階にそれぞれ設けて、全学生の1割を同時に収容しうるものとし、また各室の設備も近代図書館としての機能を十分に果しうるように設計が進められていた。

羽田館長は中央アジア史の権威であり、その専攻の学問からして、たんに



第4代館長 羽田 亨

東西の典籍に深い造詣を持つだけでなく、また考古・美術資料にも通じていた。それで本館新営の構想にあたっては、図書資料の収蔵のみではなく、ひろく博物館的資料も収蔵しよう構想を進めたのであった。

しかし昭和12年（1937）7月たまたま勃発した日華事変のため、本館新営の着工は遅れ、昭和14年5月になってやっと起工することができた。

12年2月20日山鹿誠之助は司書官を免ぜられ、吉田孫一が司書官に任命された。山鹿司書官は大正9年就任以来在職17年間におよび、新村館長のよき補佐役として、本館の発展期に貢献するとともに、各種展覧会の開催、出版物の刊行にも努めた。

昭和13年（1938）3月「京都帝国大学附属図書館案内」が刊行された。最初の案内書は明治41年であるから、実に30年の後ふたたび刊行されたものである。こんどのは学生のための図書館利用の案内書であり、明治の最初の案内書がむしろ外部に向けて本館活動の報告をしようとしたのに対し、これは全く内部の学生用として編まれたところに、大きな相違があるとともに、またこの案内書の特色がある。

同月また「京都帝国大学附属図書館和漢書目録 第1 総記」が刊行された。本書は本学最初の和漢書総合目録で、昭和9年5月着手以来ほとんど4年間の歳月を費して刊行されたものである。以下第2理学（14年刊）、第3工学（16年刊）、第4医学（17年刊）とあいついで刊行された。昭和10年までに100万冊をこえる蔵書を収集しえた本学が、その豊富な蔵書の完全な記録と十分な活用をはかるため、あいついで全学総合目録を刊行していくとともに、また本館秘蔵の稀観書を影印頒布し、ひろく学界を裨益した。本館の歴史を

通じ、この第3期の昭和10年代は、時代の歩みのもっとも苛烈なときであったのにもかかわらず、刊行事業のもっとも活発に行われた時代であった。

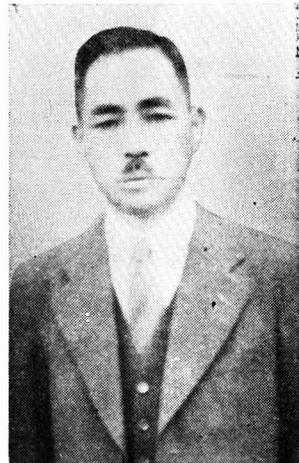
この年11月25日羽田館長は本学総長に任ぜられたため、館長を免ぜられた。羽田館長は在職満2年と1カ月余で、その期間は短かったが、館長に補せられる前、すでに文学部長を歴任していた。最初助教授をもって出発した館長の職も、新村教授の就任、さらに前文学部長であった羽田教授の就任、そして館長から総長へ就任することによって、館長の職は学内的に重味を加えることができた。

3 本庄館長時代

昭和14年（1939）1月17日付で経済学部教授本庄栄治郎が館長に補せられた。経済学部教授から館長に補せられたのは、現在までの歴代館長のうち、本庄館長1人である。本庄館長は日本経済史を専攻する学者として知られ、文献に明るく、その点館長としてまことに人を得たということができよう。

この年5月いよいよ図書館新営工事に着手することになり、翌年1月には地鎮祭を執行することができた。本庄館長は就任早々、険悪化する世情の下で、新村・羽田前館長の図書館新営の構想を、いよいよ具体化する図書館新築工事に着手しなければならなかった。

しかし新しい図書館を建てるということは、たんに新しい建造物を作ることで万事終るものではない。図書館は建造物ではなくして、建物の中で行われる活動である。それで新館建造は建物だけの



第5代館長 本庄栄治郎

建造ではなく、内部の活動組織の構成でもなければならぬ。そこで本庄館長はいよいよ新館建造に着工する14年2月1日付で、事務臨時規程を制定して、やがて来るべき新段階に対応しようとしたのである。

事務臨時規程実施ニ就テ

現行本館関係ノ諸規則ヲ見ルニ図書ノ保管ニ関シテハ大正7年本学物品会計施行細則制定ノ際除外セラレタル儘今日ニ及ビ、図書ノ運用ニ関シテハ附属図書館規則並ニ其ノ執行手続存スルモ其ノ中ニハ現状ニ即セサル事項多ク、從テ図書ノ保管並ニ運用ノ内部的事務ニ関シテハ何等明記セラレタルモノナキノミナラズ、庶務・会計・警備等ノ一般事務ニ就テ之ヲ見ルモ系統ノ未タ定マラサルモノ多シ。斯クノ如キハ本館カ本学ノ中央図書館トシテノ機能ヲ發揮スル上ニ一大支障ヲナセルモノト云フヘク、其ノ改正ハ刻下ノ急務ナリト雖、新館竣成ノ上ハ設備ノ改善ト同時ニ事務上ニモ改正ヲ要スヘキ点多々アルコトト考ヘラルルニ付、今応急ノ処置トシテ別冊ノ如キ事務臨時規程ヲ制定シ、嚙テ来ルヘキ新段階ニ対応スヘキ準備トシテ来ル3月1日ヨリ之ヲ実施スルコトトス。

そして、8節・44条にわたる詳細な事務規程が制定実施された。従来この種の事務規程の整備していなかった本館としては、正に画期的なことであった。

14年10月11日付で九州帝国大学司書官竹林熊彦が、吉田孫一司書官の後任として、本館司書官に任ぜられた。

12月12日には第16回商議会が、昭和4年の商議会以来10年ぶりに開催された。議題は本館規則および執行手続の字句の若干の改正と、帝国大学相互間の図書貸借の件、帝国大学附属図書館相互の休暇中学生の図書閲覧に関する件等であった。

12月4日には川端警察署より、学生の読書傾向を調査報告するよう求められた。前年初頭にはすでに国家総動員法が制定され、日本の戦争体制は急速におし進められるとともに、言論統制も強化され、国民が戦争を批判することはもとより、戦争にわずかの疑問をもつことさえないように、いっさいの民主的な組織や思想は、ねこそぎとりのぞかれつつあったのである。

翌15年（1940）1月20日には新館工事の地鎮祭が行われた。しかし当時すでに日華事変はますます拡大し、一方対英米戦争の準備も進められつつあった。このような時局下であったため、本館の工事も結局地上2階、地下1階のままで中断され、しかも鉄筋コンクリートの外郭ができた程度で、他はいっさい未着手のまま終戦まで放置された。

昭和16年（1941）1月30日第17回商議会が開催された。議題は

1. 教官文庫設置の件
2. 本学出版物収集保存の件

等であった。

このうち教官文庫の設置は今日まで引き続き実行されているものであり、本庄館長より「本学教官の著述にして図書館に蔵置せらるるもの比較的少数なるが、今後教官の著述は寄贈を請ひ、教官文庫を設置し、学生の閲覧を許し、研学と訓育とに資したい」との説明があって、その設置を決めたものである。

また教養図書を選定し、備えつけたのもこのころである。そのため学生課と連絡協力して書目を選定し、さらにこれを厳選して381冊を仮閲覧室に置いた。内容は自然科学・政治・経済・歴史、それに時事問題・伝記等をもまじえたが、閲覧統計ではきわめて良好な結果をしめした。

本館の記録によれば、この年1月24日本館内で京都帝国大学附属図書館史編纂のための懇談会が開催されている。そしてその成果は同年7月発行の日本図書館協会機関誌「図書館雑誌」（第35年7号）に、京都帝国大学附属図書館編として、「京都帝国大学図書館沿革誌」という題で発表されている。のちこの一文は「京都帝国大学史」の中の図書館の項に、そのまま使用されている。思うに昭和15年は皇紀2600年ということで、国家主義思想の大々的な宣伝が行われたが、本学においてもこの年9月学史の編さんを記念事業のひとつとしてとりあげた。そして各部局に編さん委員を委嘱して執筆しても

らうことになったが、本館においてもそのために館史編纂の懇談会が持たれたのであろう。しかし本学史の刊行は容易に道まず、18年12月になってやっと刊行された。それで早く稿のなった本館としては、まず専門誌上に公表して、ひろく識者の批判を乞うたのであろう。

12月8日日本はいよいよ太平洋戦争に突入した。

昭和17年（1942）2月12日第18回商談会が開催された。議題は

1. 外国雑誌ならびに図書購入に関する件
2. 日本総合図書目録に関する件
3. 教官文庫に関する件
4. 館舎新営経過に関する件

であった。

第1の議題は、時局の影響により外国書の入手が不可能となったが、それについての対策の問題である。当時日本図書館協会ではその対策として、在独日本大使館にドイツで入手しうる図書を集めてもらい、それをトルコ経由で入れて、国内で写真版を作製配布するという方法を考慮中であった。したがって京大としても、この協会案が実現すれば、協会と連絡の上外国図書の写真版を入手したいという本館案が承認された。戦争による洋書輸入の杜絶のため、いかにその入手に苦慮していたかを物語る一幕である。

第2の議題の日本総合図書目録とは各帝国大学所蔵の全蔵書の総合目録を作ろうとすることから出発したが、のち文部省が主体となり、国・公・私立の大学おそび有力図書館の蔵書をも含む目録の作製が計画された。10カ年の継続事業で予算は650万円、全部で120冊におよぶ分類目録となるはずであった。議題はこの事業にたいする詳細な説明とその審議であった。

第3の議題は昭和16年より始められた教官文庫の1年間の実績が報告され、今後も毎年3月に各教官に寄贈依頼状を出すことがきめられた。昭和16年度中における教官文庫への寄贈は、31名86冊であった。

4 沢潟館長時代

この年7月28日本庄館長は館長を辞任し、第6代館長として9月1日付で



第6代館長 沢潟久孝

文学部教授沢潟（おもだか）久孝が館長に補せられた。本庄館長は在職約3年半、せまりくる時局の荒波のもとで、新館新営という本館の再生をも意味する事業を押し進め、内部的には新館建設後の新段階に対処すべき事務規程を整備する等、苦難の多かった本館第3期の一時代をよく導びいたのである。

沢潟館長は文学部国語国文学の教授として日本上代文学を講じたが、万葉学者としてその名は有名である。ところで戦局はこのころより徐々に逆転しアメリカ軍は反攻に転じ始

めていた。このような戦局の不利は、学生をも人的資源として戦場に駆り出すことになり、16年からは在学年限の短縮が行われ、17年からはさらにそれが強化された。沢潟館長在職期の本館第3期の後半は、大学が戦争のため大学としての機能を失い、ついに敗戦にいたる惨苦の時代であった。

この間17年8月22日には竹林司書官が退官、長崎太郎が司書官に任ぜられた。竹林司書官はわが国における図書館学の開拓者として、とくに日本近代図書館史の研究に大きな業績をのこした。翌18年4月1日長崎司書官は在職8カ月余で去り、5月8日宮西光雄が司書官に任ぜられた。

昭和19年（1944年）4月17日より第19回商議会が開催されたが、戦況の悪化は議題を見ただけでもうかがわれる。議題はつぎの通りであった。

1. 文献疎開ニ関スル件
2. 図書入手難ニ対スル学生ノ読書利便ニ関スル件
3. 学生ニ対スル読書指導機関設置ノ件

文献疎開のための候補地としては、第1次疎開は嵯峨大覚寺、岩倉公旧跡保存館、第2次疎開は、山科随心院、上賀茂演習林附属の建物、保津古川氏土蔵、阿武山地震観測所があげられた。

つぎに図書の入手難は、前回の会議で問題となった洋書にのみ関するものでなく、すでに、国内出版の図書さえもが入手難となっており、学生個人ではなかなか購読できない。そこで全学部が協力して学生の教養図書を融通し合える体制を作り、教室文庫の如きものを作ってはどうかという案が第2の議題として出されたのである。しかし各学部では教官の研究用専門図書さえ、欲しいものが買えない状態であるのに、まして学生用の教養図書まで購入する余裕は到底ないから、それはやはり図書館において配慮されたいという意見が多く、教室文庫の設置は決定するところまではいかなかった。

しかしこの問題と関連のある「学生に対する読書指導機関設置」の件は設置することに決した。つぎにその規程をあげる。

図書館読書指導委員会規程

- 第1条 学生ノ読書指導ニ関スル図書館ノ事業ニ積極的援助ヲナス目的ヲ以テ図書館読書指導委員会ヲ設ク
- 第2条 委員会ハ図書館長、各学部教官各1名、学生主事1名、及司書官ヲ以テ組織ス
- 第3条 委員ハ職務上当然委員タルモノノ外ハ総長之ヲ命ズ
- 第4条 委員ノ任期ハ図書館長及司書官ハ在職年限トシ教官及学生主事ノ場合ハ1年トス 但シ重任スルヲ妨ケズ
- 第5条 委員長ハ図書館長ヲ以テ之ニ充ツ
- 第6条 委員長ノ事務ヲ輔佐スル為ニ常任幹事2名ヲ置キ、委員タル学生主事及司書官之ニ当ル
- 第7条 委員会ハ左ノ事項ヲ審議シ並ニ計画ス
1. 良書推薦
 1. 教室文庫ノ選定及斡旋
 1. 読書指導ニ関スル座談会、読書会、講演会等ノ計画及斡旋
 1. 学生ノ読書利便ニ関スル施設計画
 1. 学生ノ読書傾向ニ関スル調査及対策

この読書指導委員会も第1回の委員会を昭和19年11月6日に開いただけで、その後は全く開催されなかった。第1回の協議事項はつぎの通りであった。

1. 良書推薦の有効適切なる実行方法
2. 読書指導に関する座談会、読書会、講演会等の実施案
3. 学徒通年勤労の動員に対する読書指導案
4. 閲覧室に開設すべき教室文庫の計画及実施案

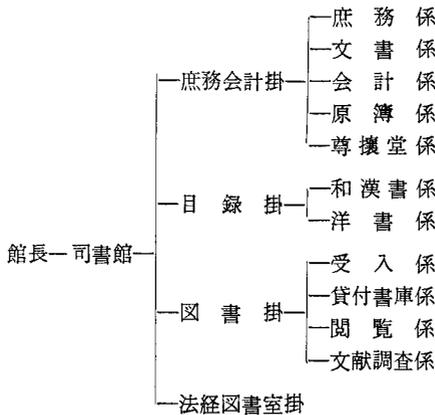
以上のうち良書推薦の実行方法に関する協議中には良書推薦というよりも「如何にせば図書が手に入るかの問題にして、即ち図書の善悪よりは手に入る方法が肝要なり」と、当時の図書入手難を如実に示す発言もあった。読書会については「図書入手難のため当分の間これを開かず講演会も亦、勤労その他の事で学生生活の変動大なる為集会困難なり」と云う結論が出された。そこでもっぱら座談会形式で読書指導をやることになった。ここで学生課側から、当時の学生の書物に対する関心や、教養全般についての報告がされているので、引用して見よう。

最近新入学生につき学資補助の問題、寄宿舎入舎の問題に関して100人許りのものに質問せる際、読書に就いて最近高等学校に於ける読書傾向を尋ねし所、完全に答え得るもの殆んど無かりき。よみ物としては例えば寺田寅彦全集とか漱石全集とか云った実に間違いの無き所のものみにして而かも特に意味を持つものはその間に答えられない。読書はするが莫然として中心無く読書の意欲はあるけれども中心点無し。宮本武蔵も読み漱石も読み武蔵も漱石も雑多にとり入れて只興味本位の有様なり。翻訳書にしてもファウストを読みしがその翻訳者の名を忘れていると云った調子にしてこれ等は現代学生の読書の一面をあらはしているものと考えられる。この傾向に対しては彼等の母校、高等学校に責任が存すると考えられる。事実学生は本は読みたい、本は欲しがっている。例えば或高等学校の話では校長が変りし為、学問的雰囲気が生れて嬉しかりきと云った者もある。また大学に入学した際勤労より解放され書物がよめて喜ばしいと云う。要するに学問が珍らしく感じられるらしい。此の学問が物珍らしいと云うのが大切な点にして、この点から座談会に於てもよろしく具体的方法を考究して戴き度い。

19年6月13日より、さきの商議会で決定された文献の疎開に着手した。ま

た学生は戦場や工場に動員され、図書館の利用者も少なくなってしまったので、これまで本部大ホールに設けていた仮閲覧室も閉室されてしまった。

しかし戦局の激化とともに本館職員の応召するものもあいつぎ、職場に残る者も決戦の体制を強いられてきた。そこで沢瀉館長は職務機構の立体化をはかり、「事務運用上ノ連絡ヲ敏活ナラシメ能率ヲ増進スルコトヲ目的」として、8月1日より館示をもってつぎの通り掛組織を編成した。



昭和20年（1945）3月18日、政府は閣議において「決戦教育措置要綱」を決定し公布した。これは4月1日よりはじまる新学年にさいして、国民学校初等科をのぞく一切の学校の授業を、むこう一カ年にわたり原則として停止することを命じたもので、教育の玉砕である。本館ならびに本学の文献疎開は決戦体制にそなえてますます急を要したが、輸送に必要なトラック・梱包材料も思うにまかせず、すべては疲労しきった館員の精神力にまたねばならなかった。こうして8月14日医学部の図書を最後として、疎開は一応完了したが、その翌日は終戦であった。そしてそのあとは疎開図書の回収である。こうして昭和20年という年は、図書をあちらに動かしこちらに動かすということによって終わってしまった。本館の歴史の第3期はこのような混乱のなかに終るのである。

第4節 第4期（昭和21年より現在まで）

1 戦後における図書館の再建

敗戦によって戦時教育体制は全面的に終止符をうたれ、教育も占領軍によって管理されることになった。それとともに民主主義社会を建設するための新しい新育改革が進められた。

昭和21年（1946）4月1日「帝国大学官制」が勅令第205号をもって公布され、同時に「京都帝国大学官制」が廃止された。これまで帝国大学はそれぞれ別個の官制を持っていたのであるが、それが共通の官制の下におさめられることになったわけである。

この新官制の公布により、これまで総長以下教授・助教授・書記官・事務官・司書官・書記・司書等と多くわかれていた職種を、文部教官・文部事務官・文部技官の3つに統一した。その結果明治41年以来、図書館の専門職員として官制上認められてきた司書官・司書の職種はなくなってしまったのである。また官吏の身分も親任官・勅任官・奏任官等の高等文官と、判任官の普通文官との差別をやめ、1級官（勅任官）・2級官（奏任官）・3級官（判任官）の名にあらためた。それで帝国大学官制第16条には、「帝国大学ニ附属図書館ヲ置ク。図書館ニ図書館長ヲ置キ教授若クハ助教授タル文部教官又ハ2級ノ文部事務官ヲ以テ之ニ充ツ」と規程されたのである。

この年3月にはアメリカ教育使節団が来日した。使節団は1カ月の後日本の教育制度再建のため、いくつかの積極的提案を联合国最高司令官あてに提出したが、そのなかで成人教育に関しては、「一つの重要な成人教育機関は公立図書館である」ことを指摘し、また高等教育に関しては「図書館研究施設および研究所の拡充」を勧告の一つに挙げている。このことは敗戦後の廢

墟の中から、民主的社會を建設しようと立ち上りつつあった日本の図書館界にとっては大きな支援となった。

しかし昭和11年閲覧室焼失後、半身不随的狀態を続けていた本館にとっては、戦後の再建は容易なことではなかった。本部大ホールに設けられていた仮閲覧室は戦後第2閲覧室に合併されていたが、第2閲覧室も法経両学部の事情により返却を求められたので、ふたたび本部の教官食堂を一時的に閲覧室にあてるという状態であった。昭和15年に起工した新館も戦争のため、外郭工事を一応完了したままで放置されていたので、1日も早くこれを完成することが焦眉の急であった。しかし京都大学は被戦災校でなかったため、工事、新営の予算をなかなか獲得できず、昭和22年度予算ではじめて163万円の本館工事費の配当を受けることができた。予算はどうやら獲得しても、戦後のあらゆる資材の欠乏していた時代であったため、工事も思うように進行せず、卒業生や関係者の協力でとりあえず閲覧室および事務室など緊急を要するものから着手し、昭和23年（1948年）2月一応竣工式をあげることができた。同年3月閲覧室および事務室をこの新館に移した。

この時の状況の一端を当時の鳥養利三郎総長は、昭和35年（1960年）6月19日付京都新聞随想欄に、「石を拾う」と題して次のように述べている。

（前略）あの石の段々（図書館玄関前の石段）については一通りの物語があるのである。ガラス、セメント、木材などは手に入れにくかったとはいっても、卒業生に泣きつけば何とかしたのであるが、階段に使うあれだけの石を、あれだけ数をそろえることは、当時としてはとても安々と出来ることではなかった。さればとて、コンクリートでやったのでは安っぽくて、大図書館の玄関にはうつらない。かって西部構内へガスを引こうとして、ガス管が無くて困った時、大学構内を捜させたところ、あちこちに鉄管がころがっていたので、それを拾い集めて工事を済ませたことがある。その故知にならって、早速構内の大捜査を行なったところ、あるわあるわ。あちらこちらに適当な石がころがっている。それを拾い集めて見たら、あんなに立派な花崗岩の階段が出来上がったのである。（中略）

こうして図書館が出来上がった時、金文字で正面にはめ込まれてある「京都大学附属図書館」という横書きの額を私に書けということになった。おかげで今も恥をさらし

続けている次第である。あの字体はもち論、拙さの極みであるが、書く時の心構えだけは中々慎重なものであったのである。それというのも時の本田事務局長がその方面での中々の文句屋で、あれこれと注意してくれた上に「いやしくも自己流や略字はいけません。正しい字かくて書かなければ」というものだから、吉川幸次郎教授にもうかがったりして、正しく書いたつもりである。石を拾い集めたことは今でも仲間ではよく話の種になる。(後略)

昭和22年(1947)4月25日第20回商議会が開催された。この商議会は戦後第1回の商議会であるとともに、館長候補者詮衡内規および選挙内規を審議したことにおいて、重要な意味をもつ商議会であった。

本館にはこれまで館長の詮衡方法および任期に関するなんらの内規もなかった。創設当初専任館長をもって出発したのであるから、そのような規定は全く必要がなかった。しかし新村館長いらい兼任館長が常例となってくるにつれて、とくに館長の任期をきめる必要が起ってきた。沢瀉館長は戦前戦後の本館の苦難時代を、見事に1冊の図書の損失もなく守り通し、いまや新館の工事も鳥養総長以下関係者の全力を挙げての協力のもとに、やっと見通しもつきはじめたので、辞意を総長まで申し出た。そこで後任館長を決定する必要が起ったが、鳥養総長は館長候補者の詮衡方法について商議会に諮問した。この諮問に応じて決定されたのが以下の内規である。

附属図書館長候補詮衡内規

1. 附属図書館長候補詮衡の必要を生じた場合総長は図書館商議会に諮問する
2. 図書館商議会前項の諮問を受けたときは商議会で詮衡を行い候補者1名を総長に推薦する
3. 附属図書館長の任期は4年とする 但し任期満了のときは同様の手続を経て再任せられることは差支ない
4. 附属図書館長止むを得ない事故の為め任期の途中で更迭する場合後任者の任期は第3項による

附 則

この手続は昭和22年5月1日から施行する

附属図書館長詮衡手続内規

第1条 附属図書館長候補者は図書館商議会で委員の投票によって決定する

第2条 図書館長候補者となることができる者は帝国大学官制第16条第2項の示すところによる

第3条 附属図書館長候補者の選挙は委員が4分の3以上出席することを要する

第4条 附属図書館長候補者は1名としその選挙は単記無記名投票を用い過半数の得票者を以て当選者とする 但し委員長は投票に加わるものとする

第5条 投票の結果いづれも過半数に達せないときは最多数の得票者2名について決選投票を行いその多数を得たるものを当選者とする

第6条 同数の得票者が2名以上あるときは更にその同数者について投票を行いその順序を定める

第7条 第4条の決選投票及び第5条の投票の結果その得票が同数のときは年長者を以て当選者とする

第8条 決選投票の場合候補者は之れに加わらないものとする

第9条 候補者は止むを得ない場合を除く外は推薦を辞することが出来ない

附 則

この内規は昭和22年5月1日からこれを施行する

この内規により5月14日第21回商議会を開き、原随園文学部教授が次期館長に推薦されることになり、5月31日付で沢瀉館長は辞任、原教授が第7代館長として就任した。

2 原館長時代

原館長は文学部史学科教授として西洋史を担当したが、館長就任前本館商議員として、図書館についても深い理解を有していた。敗戦後における本館再建の第一歩は沢瀉前館長により進められたが、そのあとを承け、戦後における大学の理念の混乱期に、本館の再建を果さねばならぬ原館長の苦労は大きかった。

昭和22年(1947)3月29日、戦後の日本の教育の根本となった「教育基本法」および「学校教育法」が公布され、これまでの大学令が廃止された。そして学校教育法の定めるところにより、修業年限4年を原則とする新制大学が設置されることになった。学校教育法第52条は「大学は学術の中心として



第7代館長 原 随円

広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的・道徳的および応用的能力を展開させることを目的とする」として、旧大学令の「大学ハ国家ニ須要ナル學術ノ理論及應用ヲ教授シ並其ノ蘊奥ヲ攻究スルヲ以テ目的トシ兼テ人格ノ陶冶及国家思想ノ涵養ニ留意スヘキモノトス」という、国家主義的な大学の理念はここに克服された。しかし法令ひとつで古い伝統をもつ旧制大学が、新制の大学に一足とびに脱皮し、新しい大学の理念を現実に実現していくことは容易なことではなかった。

このように大学の理念自体が大きく変革されていくとき、図書館の新しい発展の道を探ることは、なかなか困難なことであった。原館長就任の時は、まさにこのような時代であったのである。

この年9月30日には帝国大学令の一部が改正され、帝国大学は国立総合大学に改められた。その結果京都帝国大学は京都大学と改称し、本館も京都大学附属図書館と改称された。

このように大学自体も新しい大学へとはげしくゆれ動いていたが、一方図書館界においても、戦後アメリカの新しい図書館理念がどしどし持ちこまれ、またCIE図書館をはじめ、実際のアメリカ式図書館が全国各地に開設され多彩な活動を開始したとき、日本の図書館界のひとつとは眼をみはる思いをしたのである。大学図書館の中にも、このような館界の新しい動きは、大きな影響をおよぼしたのである。

この年7月29日近畿日米図書館関係者協会が発会し、図書館間の図書相互貸借制度が事業のひとつとしてとりあげられ、本館もこれに加入することになった。

9月29日には第22回商議会が開催され、「図書館読書指導委員会および同委員会規程改正の件」が審議された。読書指導委員会は戦時中、勤労働員学生と残留学生に対する教養指導の見地から、学生課と連繫の上設けられていたが、本館内に市民公開学術図書館が、戦後の新しい大学の理念のもとに構想されてくるとともに、市民の読書指導にも当らうという考えから、同規程の改正が提案され可決された。

図書館読書指導委員会規程

第1条 学生及び市民の読書指導に関する図書館の事業に積極的援助をなす目的で図書館読書指導委員会を設ける

第2条 委員会は図書館長及び各学部教授各1名で組織する

第3条 図書館長以外の委員は学部教授会が推薦して総長が委嘱する

第4条 委員長には図書館長がなる

第5条 図書館長以外の委員の任期は1年とする。但し重任を妨げない

第6条 委員長の事務を輔佐する為に幹事1名を置き、図書館職員から委員長が指名する。

第7条 委員会は左の事項を取扱う

- 1 良書推薦
- 2 読書に関する会合、事業等の指導的援助
- 3 読書傾向に関する調査及び対策

第8条 本規程の変更は図書館商議会で決める

この委員会規程は、大学図書館と市民との直結という、木下初代総長の構想の具現化であり、大学図書館の活動としてはまさに画期的なところみであったが、なによりもまず食うということに追われていた当時では機が熟さなかったのか、実際には委員会も12月にいちど開かれただけで、昭和30年4月15日規程が廃止されるまで、なんらの活動も行われなかった。

同年12月4日開催された第23回商議会では「文献調査掛新設の件」その他が審議された。文献調査掛の新設について原館長はつぎのように説明した。

図書館は書庫としての消極的な立場から積極的に読書指導の方向に発展しているので、文献調査とそのための目録整備は現代の図書館機構上欠くことのできない常識であるが、その需要をみたしかねる本館の現状においては、別紙案のような文献調査掛

を新設して、本学に対する任務を充分に発揮させる必要がある。今のままでは図書館が化石化する憂いがあるので、試案をかかげておはかりする次第である。

文献調査掛案

文献調査掛に左の3係を置く

調査係 資料係 読書指導係

調査係

本学教職員・学生及び市民公開図書館閲覧者に対する文献調査及び文献閲覧の便宜に関する斡旋をなす為に左の事務を担当する

- 1 指定題目に関する文献リストの作製
 - (1) 学内所蔵文献に関するリスト
 - (2) 学外所在文献に関するリスト
- 2 所要文献の所在調査
- 3 文献に関する指定要項の調査
- 4 所要文献の閲覧又は貸出に関する斡旋
 - (1) 対学内的交渉
 - (2) 対学外的交渉
 - (イ) 各帝大間の相互貸借事務
 - (ロ) 帝大外図書館に対する相互貸借事務
- 5 図書の一部に対する写真撮影及びタイプによるコピー作製に関する斡旋 但しこれは著作権及び閲覧規程に違反せぬ範囲でなければならぬ 写真撮影には図書館内に写真撮影室が完備していなければならぬ
- 6 マイクロ・ファイル・フィルムの充実に関する企画及連絡

資料係

文献調査に必要な資料の蒐集並に整備をなす為に左の事務を担当する

- 1 本学所蔵図書に関する文献調査資料の整備
 - (1) 印刷冊子目録の完成
 - (イ) 和漢書（「医・工・理篇」以外の全部）
 - (ロ) 洋書（「逐次刊行欧文図書目録」以外の全部）
 - (2) 既刊印刷冊子目録に対する増加図書目録の作製
 - (3) カード目録の整備
 - (4) 特殊文献目録の作製
- 2 学外所蔵文献に関する文献調査資料の整備

- (1) 文献目録・統計書・その他文献調査に必要な資料の蒐集
- (2) 日本全国の学術図書総合目録（ユニオン・カタログ）の作業に対する分担事業
- (3) 米国会議院図書館カードの整備

読書指導係

本学学生及び市民公開図書館閲覧者に対する読書指導をなす為に左の事務を担当する

- 1 読書指導に関する企画・連絡・及び斡旋
- 2 読書指導に関する研究会・座談会・討論会・講演会等の主催及び之に関連する一切の事務
- 3 読書指導調査に関する一切の事務 但し読書指導講座は図書館読書指導委員会との密接な連繫によって常設されるものとす

右各項目は夫々左の2種類の事務に区分して行われる

- (イ) 学生を対象とする事務
- (ロ) 市民を対象とする事務

文献調査掛は本館ではすでに昭和19年沢潟館長時代、職務機構が改革されたとき、はじめて掛として生れたが、いまや戦後の新しい大学図書館の理念のもとで、さらに構想を新しくして計画され、商議会においても異議なく承認されたが、戦後の館内の人的機構のもとでは、この案の実現は困難であった。

さらにこの商議会の席上、当時立案が計画されていた図書館法について館長から説明があり、「図書館法ができると、図書を取扱う人に資格があることになる。それで図書館学が開講されなければならない機運に向いている。人文系学部の方々の諒解を得て、文学部で図書館に関する講義を開き、やがては図書館学の講座にしたい。」「京大に置くとすれば、文学部でやるのがよからうということに、法経両学部の諒解を得たので、館長の方で案を練っている」ことが報告された。その後文学部で図書館学の講義ははじめられたが文学部の事情で結局講座は置かれず、のち教育学部の設置にともない、教育学部に移された。

昭和23年（1948）2月、大学基準協会が「新制大学における図書館の重要

性に着眼し」て、図書館研究委員会を設け、本学の鳥養総長が委員長となり、大学図書館基準の設定に着手した。そのため関東・関西の両地区に地区委員会を設け、関西地区委員会は23年の3月16日から9月27日までに、委員会4回、小委員会4回を持ち、大学図書館基準関西案をまとめた。これに対して関東地区委員会も関東案をまとめたが、これらの案はいずれも、官公私立さらに単科の大学をもふくむすべての大学図書館に通ずる最低基準を目標にして作られたものであるから、国立総合大学図書館の基準としては不十分であった。それで23年9月北海道大学で開催された七大学図書館協議会では、国立総合大学図書館刷新委員会を設置し、総合大学図書館の立場から、大学図書館基準案を修正することになった。このように昭和23年は、新制大学における図書館の在り方が、大学図書館界の根本問題としてとり上げられ、大学図書館関係者の熱意は基準の制定に集注されていた。

さらにこの年の9月には米国人文学顧問団が来日して、約3カ月の滞在ののち報告書を作成したが、その報告書の結びにあたる「勧告」では、相当の字数を、日本の大学図書館に通有な「根本的な欠陥」に費し、その欠陥を図書館行政のあり方に帰している。この指摘は新しい大学図書館のあり方を模索していた大学図書館関係者にとっては、大きな指針となりえたであろう。

このような大学図書館界の動きに則して、本館においても23年12月24日第24回商議会で、「図書館制度の改正案」が審議された。そして基準案によれば、図書行政の一本化がのぞましいが、そのためには、本学の場合、商議会が大学全般の図書行政の最高機関として、ただ審議するだけでなく決定を行ない、それを中央図書館が執行するようにしたいという案が提出された。しかし審議は図書の貸出、整理という図書事務上の合理化に傾き、結局結論を得るにいたらなかった。

この問題はさらにその後の商議会においても引きつづいて審議され、24年(1949)5月に開かれた第26回商議会では、本館よりさらに詳細な「図書行

政の改善に関する案」が提出された。その案では

- 1 図書館長は専任を原則とし、教授または司書官の中から選任する。
- 2 図書館長が兼務補職である場合は副図書館長を置き専任とする。副図書館長は司書官のうちから選任する。
- 3 図書館およびすべての部局図書室を含めた大学全般の図書費および図書行政費（人件費および物件費）の合計額は大学費総額の20%を確保しなければならない。
- 4 図書館経常費は大学全般の図書費および図書行政費の総額の3分の1以下であってはならない。
- 5 図書館の図書費、人件費、および物件費は図書館経常費に対してそれぞれつぎの比率であることが望ましい。

図書費	30%
人件費	50%
物件費	20%



などが示されたが、実現しなかった。

24年6月30日より本館内にクルーガー図書館が開設され、一般市民にまで公開されることになった。クルーガー図書館は米国第6軍司令官クルーガー（Krueger）大將が帰国に際して、民主主義的市民教育に資するために、米国学術教科書約500冊を京都市民に寄贈したのに始まる。財団法人原田積善会が100万円の助成金を約束して、クルーガー大將の徳を永く記念するため、昭和21年1月23日、大將の臨席の下に財団法人クルーガー図書館の開館式が四条烏丸東入日本生命ビル分館において举行された。同年10月より米第1軍団C I E課アンダーソン氏、続いて昭和22年11月ケーズ氏、昭和23年7月マックファーランド女史が指導して、図書の展示、貸出をはじめ諸種の集会・

講演会等によって、京都市民の社会教育に力を尽くし、広く市民に親しまれてきた。しかし昭和24年3月都合により、2年5カ月にわたる軍政部の援助を脱し、本館で運営することになり、名実共に市民図書館として奉仕することになった。洋書978冊、和書770冊、他にポケット・ブック（洋書）、購入雑誌約30種、新聞5種、寄贈洋雑誌数種で、利用者は1日平均100名から150名を越えるありさまであったが、5カ月後の10月30日、京都府に寄贈されることになり、本館におけるクルーガー図書館は閉館の止むなきに至った。

クルーガー図書館と同じように、ひろく一般に公開されたものに米国教育文庫がある。これは昭和22年以来、米国政府から日本政府に対して、(1)教科書の編さんを助成するため、(2)教育課程その他学校教育全般の問題の進歩発達に寄与するため、米国の代表的教科書および教育学書その他の教育関係資料が寄贈されることになった。文部省は同年7月、これらの図書によって文部省のほかに、全国に12カ所の「米国教育文庫」を開設し、ひろく一般に公開することになった。本館内に開設された文庫もそのひとつであった。

本館では22年8月19日この文庫（A E L）を開設し、毎日午前8時より午後5時まで開館した。昭和23年には、文部省は文庫開設の目的を一層有効にするため、米国図書にあわせて日本の教科書、学習指導要領等を加えることになり、名称も「教育課程文庫」と改め、さらに25年7月には、7カ所に文庫が増設され、日本の教育専門書その他の教育資料をも加え、文庫の充実をはかった。こうして全国的にこの文庫の奉仕網は拡大したが、貸出事務の便宜上、各地方の文庫は一応貸出地域を分担していて、本館の分担区域は京都・滋賀・奈良であった。

本館の教育課程文庫は開設以来11年間、接架式でひろく一般市民にまで利用され、本館もリストの作製・配布、展示会、講演会を開催し、その利用普及につとめてきたが、昭和33年4月教育学部に移管された。

24年8月31日宮西光雄事務長は本学教養部教授に転ずるため事務長を免ぜ

られた。宮西事務長は昭和18年司書官として就任以来、沢瀉、原両館長を輔佐し、戦中戦後の本館の苦難期に事務責任者として6年有余にわたり努力してきた。その間官制の改革のため、昭和22年11月に本館最後の司書官となり、また本館最初の事務長となった。その在任中はまさに激動の時代であった。

宮西事務長について同年11月8日には、原館長が館長兼務を免ぜられ、文学部教授泉井（いずい）久之助が館長に補せられた。原館長は22年5月に沢瀉館長の後をうけ、同年制定された附属図書館長銓衡手続内規および附属図書館長候補者銓衡内規により、はじめて公選された館長であった。そして戦後の虚脱状態から、新しい大学制度の制定へと、日本の大学制度全体が大きくゆれ動いた時代の館長として、新しい大学制度のもとにおける大学図書館の発展に努力を重ねたが、任半ばにして、23年9月10日付で文学部長に就任した。しかし館長の後任が決定しないので、図書館長をも兼務していた。また文学部長として図書館商議会委員であり、同時に委員長に互選されていたので、23年9月以来原館長は文学部長であり、同時に商議会委員長でもあったのである。のちに商議会規定は改正され、図書館長が商議会を招集しその議長となるようになったが、原館長によってすでに後年の改正の実が実現されていたわけである。

3 泉井館長時代

昭和24年（1949）11月8日泉井館長が第8代館長として就任するとともに、同月19日には小倉親雄が第2代事務長として就任した。ここに戦後における本館復興期を担う首脳部の陣容が整ったのである。

この年5月「国立学校設置法」が公布され、「国立総合大学令」は廃止された。教育の機会均等と、教育の地方分権化を主要な目標とする新学制の線に沿って、この年全国で70の新制大学が発足した。高等教育機関がこのように4年制一本として単純化されたことは重大な改革であった。京都大学も新



第8代館長 泉井久之助

制大学の一つとして再出発することになり、京都大学附属医学専門部および第三高等学校が包括された。

原館長時代は旧制大学から新制大学への過渡期であり、それにともない図書館理念の混乱があり、大学基準協会は新しい大学図書館基準の設定に着手していた。泉井館長時代に新制大学はいよいよ出発したが、まだ抛るべき新しい大学図書館の理念は確立されていなかった。したがって泉井館長時代の使命は、新しい大学図書館

の理念を確立し、そのための体制を整えることでなければならなかった。

翌25年（1950）10月末より、泉井館長は招かれてアメリカの大学図書館視察の旅に出、翌26年3月帰学したことは、図書館理念の確立をせまられていた本館にとっては、まことに幸いであった。この間、原前館長が館長代理として在任した。

また昭和25年頃から、人事院は国家公務員の全職種について、その官職の格付をするための「職級明細書」を立案しつつあった。それによれば、大学図書館職員に対しては、「司書職別職級明細書」が適用され、一応独立の職種として取り扱われ、1級司書から5級司書にいたる職級が設定されることになっていた。この人事院の立案は、昭和21年の官制の改革により、司書官・司書という図書館業務のための専門職種が認められなくなって以来、その復活を強く要望していた全国の大学図書館関係者の注目を集めた。一方この年の4月30日にはわが国最初の図書館法が公布され、公共図書館においては専門職員としての司書・司書補が法律の上に明文化された。それにいままた大学図書館においては「司書職別職級明細書」が適用されようとしている。こうして昭和25年という年は、戦後におけるわが国の図書館界がもっとも湧

き立った年であった。しかしこの「職級明細書」の立案は実現せず、大学図書館関係者の期待も水泡に帰した。

このような館界の動きにともない、本館においても25年7月、職務機構の立体化をはかり、和漢書目録掛と洋書目録掛を整理部の下に置き、また受入掛・書庫掛および閲覧貸付掛を運用保管部の下に置いて、両部に部主任をおき、立体的職務機構を実現した。

昭和26年（1951）からは本館内に陳列室が設けられ、さらに28年には陳列室に常設の陳列用ガラスケースが完成されたこととあいまって、各種の展示会や、それと関連する講演会がさかんに開催され、本館の所蔵する豊富な貴重図書が広く公開されてきた。

また26年から、図書館法上の司書・司書補養成のための講習会が本学で夏期開催されることになり、図書館員養成に大きく貢献した。

昭和27年（1952）2月22日第28回商議会が開催され、懸案の新書庫完成の促進のため、商議会委員長名で総長あてに完成促進の請願書が出された。またこの商議会で、全学の図書事務の合理化について討議され、全学のカード目録の作製、注文図書の発注、納入と受入を一本化して行なうことについて、今後検討することになった。

この年6月には、23年以来検討されていた「大学図書館基準」が、大学図書館基準協会から発表された。新制大学図書館のあるべき基準を示すものとして、大学図書館関係者の大きな期待がかけられていたが、実際に蓋をあけてみると、結局もっとも貧弱な部類に属する大学が、大学として設立の認可を受けようとする場合に参考とされる審査基準のひとつであって、大部分の大学にとっては縁のうすいものであった。それでも、専門職としての司書、あるいは専門職としての図書館長をうたっている点など、大学図書館の今後の目標を示す点もないではない。

「大学図書館基準」は国公私のすべての大学図書館に適用されるべき基準

であったが、27年7月から、とくに国立大学の図書館のあり方を研究するため、文部省は「国立大学図書館改善研究会」を設置し、翌28年11月には成案を得て、「国立大学図書館改善要綱及びその解説」という全文26頁からなる印刷物が刊行された。この「改善要項」は国立大学図書館のあり方を示したものであり、各大学に対して拘束力を持つものではなかったが、日本の大学図書館がようやくにして到達した理念を示すものであった。泉井館長および小倉事務長はこの改善研究会に参加し、大学図書館全般の発展に貢献したのであった。

このような大学図書館界の動きの中で28年（1953）10月26日第29回商議会が開催された。まず、11月で任期満了となる泉井館長の後任館長の件については、泉井館長の再選が決定。ついで明治41年制定以来改正されることのない商議会規定改正の件が審議され、泉井館長より「大学図書館改善要項」によれば、館長は図書館運営委員会の委員長であることになっている旨の説明があったのち、つぎの改正案が可決された。

京都大学図書館商議会規程

第1条 京都大学に図書館商議会を置く

- 2 商議会は左のものをもって組織する
 - 1 学部長
 - 2 学部教授各1名
 - 3 分校主事
 - 4 図書館長

第2条 教授で委員となるものは当該学部教授の互選によって学長が命ずる

- 2 委員長は委員が互選する
- 3 委員長は商議会を召集してその議長となる
- 4 委員長に事故があるときは年長の委員がその事務を代行する
- 5 委員長が欠けたときは、前任者の属する学部の長である委員が、委員長選出のときまでその事務を代行する。

第3条 商議会に幹事及び書記各1名を置く

- 2 幹事は図書館事務長をもって充て委員長の事務を補佐する
- 3 書記は図書館の事務官をもって充て委員長の指揮をうけて庶務に従事する

第4条 委員の任期は3年とする

2 委員長及び委員補欠の場合の任期は前任者の任期による

第5条 商議会は左の事項を審議する

- 1 図書館に関し、学長から諮問のあったこと
- 2 図書館長から提議のあったこと
- 3 図書館に関し委員から提議のあったこと

第6条 商議会は委員の3分の2以上の出席によって成立し議決はその過半数による
但し可否同数のときは委員長が決する

第7条 委員長が必要と認めた場合は委員以外の本学職員を委員会に列席せしめることができる。但し議決の数に加えない

附 則

この規程は昭和28年 月 日から施行する。

以上の如く、委員の中に図書館長を加えることと、会議の成立条件が新たに加えられたのであった。

しかしながら、この規程改正でも、まだ十分に「改善要項」の趣旨には合致しえないし、館長の責任も鮮明でない。そこで再度根本的に商議会議程を改正するため、同年12月1日付で「図書館商議会議程改正案」を商議会委員長名で委員に配布し意見を求めた。改正案に添えられた説明は

図書館商議会議程については去る10月26日その改正につき御審議をお願いいたしました。大学の教育と研究の上に図書館の重要性が愈々大きく加わりつつあります折、一層図書館長の責任を鮮明にし商議会の活動を活発にする件につき泉井図書館長と共に学内諸機関の同種規程を参考にして種々検討を加えました結果、規程を根本的に改訂する必要を痛感いたし別紙の如き改正案を作成いたしました。よって当改正案につき御異議並びに御意見の有無を承りたく何卒宜しく御願いたします。

であった。

改正案は異議なく委員の承認を得て29年1月26日より施行された。これが現行の規程であるが、この改正は改正というよりは、全く新しい制定といってもいい。すなわち、従来は列席者であった図書館長は会の主宰者となり、また総長の諮問機関であるという性格も消えた。用語の上では、これまで商議会委員と称していたものが商議員と改められ、委員長は議長となった。か

くして図書館商議会と図書館長との関係は根本的に変革されたのである。

さらにこの回の商議会では、附属図書館規則および同執行手続が改正された。この改正も根本的なものであって、本館創立以来「京都帝国大学附属図書館ハ京都帝国大学ノ図書ヲ貯蔵スル所トス」とあった本館規則第1条が、はじめて「京都大学附属図書館は、京都大学に所属する図書の管理と運用をつかさどる」と改められた。図書館を図書を貯蔵する所と規定する、静的な、書庫の番人的図書館理念を脱却して、「図書の管理と運用をつかさどる」と規定する、動的な、機能的な図書館理念に到達するまでに、本館では54年の歴史が流れている。もちろん、いうまでもないが、このような動的な、機能的な図書館活動が、この規則改正をまっけてはじめて始められたのではない。規則の改正理由書にも、「規則第1条の改正は当館が現実に遂行しつつある使命をそのまま条文として改めたにすぎず」と書かれている通り、現実はずでに書庫の図書館のあり方をはるかに越えて流れ動いてきていたのである。規則のおくれが、いまここに根本的に改正されたのである。

さらに注目すべきことは、つぎの場合これまで総長の許可を必要とすることになっていたのを、すべて館長の許可を得ることに改めたことである。

- 1 教授、助教授、講師で2日以上貴重図書を借覧する必要のある場合
- 2 職員（教授、助教授、講師を除く）、特別閲覧票を有する者並びに学生で貴重図書を閲覧せんとする場合
- 3 夏季休業中図書の借覧を希望する場合
- 4 諸官庁又は公共団体に対して図書の貸付を行う場合
- 5 諸官庁の職員又は公共団体の代表者に公用上図書の閲覧を許可する場合

かくして図書の管理と運用に関するいっさいの権限が館長に属することになったのである。

その他従来片仮名文語体が、ひらがなの口語体に改められるなど、本館規則およびその執行手続はここに全く一変し、新しい大学図書館にふさわしいものとなった。この改正規則は29年1月26日より施行された。

このようにこの第29回商議会は本館の新しい脱皮をはかったことで、本館史上重要な意義をもつ商議会であった。また、この商議会以降は商議会に回数をつけなくなった。

28年11月には、運用保管部に参考掛が設置され、近代図書館の重要な機能である参考事務をとり扱うこととなった。

さらに29年（1954）には、本館は近畿地区マイクロフィルム・センター館として、文部省より特別に機材購入予算を得、いよいよ明年度よりマイクロフィルムによる文献複写業務を開始することになった。

また多年館員一同がその完成を待望していた新書庫も29年には、エレベーター工事を残して完成、30年（1955）7月より図書の搬入を開始し、12月には搬入予定の図書をすべて排架し終ることができた。かくて昭和11年閲覧室焼失以来、書庫と閲覧室との分離に悩まされ続けてきた本館も、やっと本来の姿にかえることができた。これで一応内部は一通りでき上がったが、床の大半はまだコンクリートのままであり、外装もコンクリートの荒壁のままというありさまで、お世辞にも美しい近代図書館建築とは言えない。当初の計画であった地上3階を、辛うじて地上2階まで整備しえたのみである。したがっ



書庫内エレベーター

て一日も早く3階を増築し、閲覧室の収容力を現在の2倍にするとともに、近代的な大学図書館として要求される多角的な運営を可能にする建物の余裕をもち、書庫も7層とし収容力を増す等、その完成の早期実現が強く期待されている。

昭和31年（1956）には書庫内のエレベーター工事も完成、これによって書庫の機能が飛躍的に増強された。

この年3月1日付で小倉事務長は教育学部助教授（図書館学講座）に転じ、4月1日付で岩猿敏生が第3代事務長に任ぜら

れた。小倉事務長は図書館歴も豊かである上に、図書館学についても深い造詣を有し、その点本館の大学図書館としての理念確立期の事務長として、もっともふさわしい人を得ることができたことは、本館の幸いであった。

31年6月1日の商議会でマイクロフィルム複写内規が審議され、7月1日から本館の複写業務が発足した。複写機はすでに前年購入していたのであるが、複写業務のための要員も運営経費もなく、そのため業務の発足も足ぶみ状態であったが、本館職員1名をこの業務にあててどうやら発足したのであった。

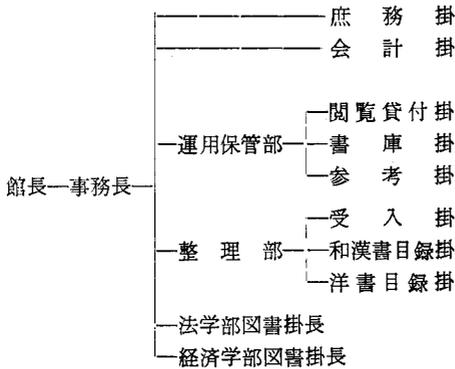
この10月5日の商議会で、全学図書行政の一本化の問題が提案された。新書庫も完成し、文献複写業務も発足して、一応体制の整った本館が、いよいよまた多年の懸案である全学的な図書行政の合理化、統合化にふみ出したのである。大学図書館活動はただ中央館のみでは十分でない。全学の図書館施設が総合されてはじめて、大学の教育研究に大きくサービスすることができるのである。そのためにはなんらかの形で全学的な図書行政の一本化が確立されなければならない。しかし各学部ごとにそれぞれの長い伝統をもつ本学のような旧制総合大学においては、一挙に蔵書から人員にいたるまでの集中主義を確立することは、なかなか困難なことである。それで今回の商議会では図書行政の一本化について、具体的な、つっこんだ討論にまではいたらなかったが、次回からは、まず図書整理業務の合理化が中心問題となっていった。

当時の本学における図書整理業務は、全学の図書はすべて本館において全学一本の受入番号が与えられ、法・経両学部以外の図書はすべて本館に集められ、本館で目録が作られる。しかし本館で行なう目録作業は本館用の目録のための作業であって、本館で目録作業を終った図書は部局に返されたのち、部局用の目録のため、ふたたび部局で目録作業が行なわれる。図書整理業務上もっとも困難な目録作業が、同一の図書について本館と部局図書室とにおいて、重複して行なわれていたのである。この重複を省くためには、本館で

すでに全学図書の目録作業が行なわれているのであるから、本館用カードのコピーを作成して部局に配布すればいい。解決法は明瞭であるが、それが今まで実行できなかったのは、このコピーを作るだけの人的余裕が本館になく、さらに問題なのは、全学的に目録記入法の統一ができていないからである。人員は経費さえあれば、カード騰写という、割に簡単な業務であるから、賃金支弁で雇い入れることもできる。したがって問題はその経費と、目録記入法の統一である。

まず全学的な目録記入法の統一の問題を本館としてはとりあげ、部局図書室と懇談を重ね、記入上の統一については成案を得た。つぎは経費の問題である。この経費の問題も、カードの配布を受ける部局が実費を負担するということで解決し、34年度よりやっと実施されることになった。こうして目録作業の重複は克服され、全学図書行政の合理化の一端が実現した。

31年9月にはこれまで運用保管部に属していた受入掛を、整理部に移し、現在の職務機構となった。その機構図はつぎの通りである。



32年（1957）1月10日より物品管理法が施行されることになった。この法律は国立大学における図書管理方式にいろいろな影響をおよぼし、大学によっては、この法律の施行によって、図書に対する従来の中央管理方式をすて、管理権を部局ごとに分散した大学もあれば、この機に従来の管理の分散を図

書館に集中して、図書館が全学の図書管理を行なうようになった大学もあった。本学では創立以来全学の図書は本館で管理するという、集中管理方式がとられていたので、この法律の施行によって、全学の図書の管理官を附属図書館事務長とすることによって、集中管理方式を法的根拠のあるものにすることができた。

しかし物管法のため、図書館規則を一部改正せざるを得なくなり、32年4月12日の商議会で改正案が審議された。ついで館長任期の問題が審議されたが、当時本館の館長任期は4年であり、4年という任期は全国国立大学中本館のみであり、かつ最長の任期であった。しかも4年の任期では再選されると8年になり、忙しい研究・教育に従事するかたわら館長の職に、このように長期在ることは大変であろうし、かえってそのため今後館長を得にくくなるおそれもあるということで3年ということになって、附属図書館長候補者銓衡内規の一部が改正された。

この年の夏から泉井館長は欧米各国に翌春まで海外出張することになった。泉井館長の任期は32年10月14日までであるが、7月下旬より海外に出ることになれば館長代理を置かねばならない。しかし帰国は来年3月であるから、海外出張中に任期が満了する。したがって不在中館長代理を置かず、任期前に辞職したいということで、6月28日後任館長銓衡のため商議会が開かれ、法学部教授田中周友が選出され、7月15日付で館長の交替が行なわれた。

泉井館長は昭和24年本学の新制大学としての出発とともに図書館長に就任し、在職8年にわたり、新制度下における大学図書館理念の確立期の館長として、すでに述べたごとく、昭和28年以来図書館商議会規程、図書館規則、及び同執行手続等本館に関する諸規程を根本的に改革し、新しい大学図書館運営の基礎を確立した。一方本館新館の内部施設の整備にも努力を重ね、昭和29年には新書庫を完成、閲覧室と書庫との分離という、図書館にとっての致命的な欠陥を克服し、近代図書館としての本館の基礎を固めた。さらに参考掛を設

置し、文献複写業務を開始するなど、本館業務を大きく飛躍させたのである。

4 現 況

第9代目の館長にあたる現館長田中周友は、法学部教授としてローマ法を担当している。田中館長は、すでに図書館商議会の商議員として、館長就任前から図書館に関して深い理解をもっていたことは、いよいよ充実期を迎え



現館長 田中周友

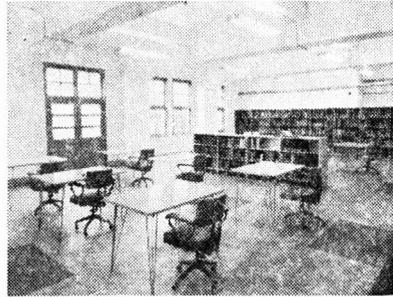
ねばならない本館にとっては、まことに幸いであった。

さらに法学部から館長を得たのは、初代の島館長が身分上法科大学助教授であったことを除けば、はじめてである。泉井前館長時代は新しい大学制度のもとにおける大学図書館としての基礎造りの時代であったが、今やこの基礎の上に開花させるべき時期を迎えたのである。

田中館長のまず着手したのは、本館規則および同執行手続の全面的な再検討であった。すでに昭和29年泉井館長によって規則および同執行手続は根本的に改正されていた。しかしその後本館の各種業務は着実に発展し、成長するユーカリ樹がいつか自らの樹皮を破っていくように、徹底的に改正された本館規則も4年足らずでふたたび全面的に改正せざるを得なくなった。そこで田中館長は館長就任後最初の商議会(32年9月3日)で、本館規則の改正を提案、その後数度の商議会で執行手続にいたるまで審議を重ね、従来の「附属図書館規則」を「附属図書館規程」と改め、「執行手続」は「施行細則」と改められた。これが現行の規程および施行細則である。もちろんその後官制の改革により、若干の字句が34年4月1日改正されている。

しかし全面的な改正といっても、昭和29年の改正のような根本的なもので

はない。規程の理念はあくまで29年の規則の理念の上に立つものであって、たとえば文献複写業務の発展のため、たんなる内規に止めておくことができなくなり、新たに「図書の撮影」の条文を起したように、すべて本館の発展が自らにして惹き起したいわば衣更えであった。



アメリカ研究センター図書室

この年12月1日より本館内に、地磁気世界資料室が開設された。これは国際地球観測年の事業のひとつとして、地磁気世界資料室が全世界に4カ所置かれ、アメリカにセンターA、ソ連にセンターB、デンマークにセンターC₁、そして本館にセンターC₂が置かれたのである。現在本資料室には世界各地の観測所から、約250の観測点の地磁気資料が、マイクロフィルムあるいはシートで送られてきつつある。国際地球観測年の事業としての観測は昭和33年12月末をもって終了したが、資料の整理交換は現在も続けられ、またひろく内外の各研究機関に資料を提供している。

34年(1959)4月1日本館地階にアメリカ研究センター図書室が開かれ、5月1日開室式を挙げた。これは昭和30年よりミシガン大学・京都大学・同志社大学の共催で、ロックフェラー財団の援助によって楽友会館内におかれていたアメリカ・セミナー委員会が3月末で閉鎖することになり、その図書約5,000冊が本館に移されることになったものである。本図書室はこの図書を中心にして出発したが、これにたいしては、ロックフェラー財団より、今後3年間毎年8,000ドルずつの図書費が援助されることになった。図書室はその後、ロックフェラー財団よりの図書費によって購入したもの、アジア財団から寄贈を受けたもの等を加え、現在約6,500冊の人文科学・社会科学関係の米書よりなり、本学におけるアメリカ研究のセンター的役割を果している。

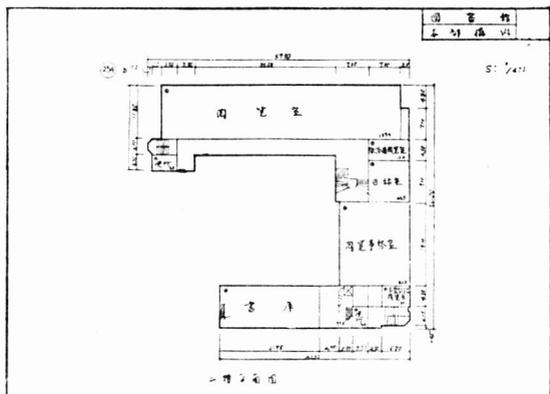
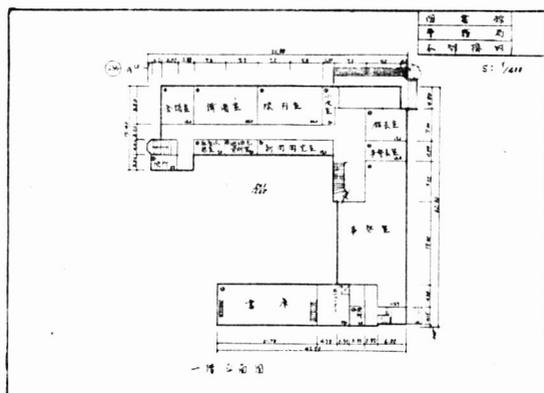
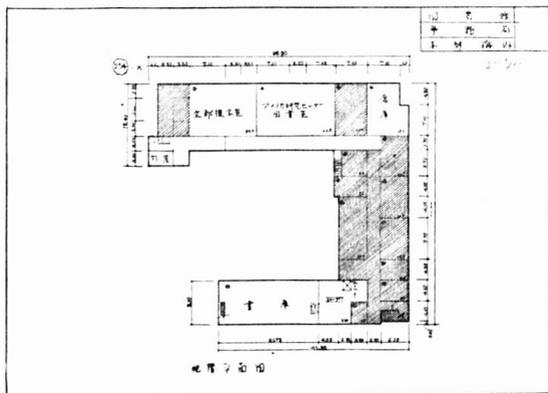
本図書室は接架式で、座席数30、軽快な感じの室内設備とあいまって、本学における読書施設のうちでもユニークな特色をもった図書室である。

アメリカ研究センター図書室の開室をもって、現在の本館の内部は一通り整備を終り、もはや一室の余裕もない状態になってしまった。今後本館活動をますます多角的に発展させていくためには、増築の一日も早いことを期待しなければならない。

つぎに新館の概要と平面図をかかげておこう。

新館概要

(1 階)		
名 称	広 さ	
事務室	115.7坪	(382.5m ²)
館長室	19.1ク	(63.1ク)
事務長室	12.3ク	(40.7ク)
陳列室	36.0ク	(119.0ク)
講演室	36.0ク	(119.0ク)
会議室	18.0ク	(59.5ク)
新聞閲覧室	17.0ク	(56.2ク)
地磁気資料室	7.0ク	(23.1ク)
職員休憩室	7.0ク	(23.1ク)
便所(西北部)	5.5ク	(18.2ク)
便所(東南部)	4.5ク	(14.9ク)
小使室	9.0ク	(29.8ク)
廊下及び階段	135.4ク	(447.6ク)
計	422.5ク	(1,396.7ク)
(2 階)		
閲覧室	187.4坪	(619.5m ²)
閲覧事務室	82.8ク	(273.7ク)
目録室	24.5ク	(81.8ク)
名誉教授閲覧室	8.4ク	(27.8ク)
教職員閲覧室	12.3ク	(40.7ク)
便所(西北部)	5.5ク	(18.2ク)
便所(東南部)	4.5ク	(14.9ク)



廊下及び階段	94.0ク	(310.8ク)
計	419.4ク	(1,386.6ク)
	(地階)	
文献複写室	50.0坪	(165.3m ²)
アメリカ研究 センター図書室	62.5ク	(206.6ク)
倉庫	29.1ク	(96.2ク)
物置	5.5ク	(18.2ク)
廊下及び階段	53.7ク	(177.6ク)
計	200.8ク	(663.9ク)
	(書庫)	
1層	83.4坪	(275.7m ²)
2.3.4.5層	316.0ク	(1,044.8ク)
計	399.4ク	(1,320.5ク)
総計	1,442.1ク	(4,767.7ク)

昭和34年は本館創立60周年にあたる。50周年目は敗戦後の混乱期をやっと抜け出ようとするような時期であったため、なんらの記念行事も行なわれずに終わった。先輩各位の苦闘によってやっと発展への基盤を得た今日、深く過去の歴史を採り、明日への新たな発展を期待するため、形はささやかではあっても、全館を挙げて記念の行事を行なうことになった。そのためすでに33年10月7日の商議会で、附属図書館60周年記念出版に関する件が審議され、本館特殊文庫の総合目録の作成、あるいは稀覯書の複製等いろいろの意見が出たが、決定はみなかった。

34年3月、本学初代総長であり、創設期の本館の発展にあらゆる援助を与えた木下総長の肖像画の修復が完成した。この油絵肖像は額は壊れ、久しく埃をかぶって書庫に保管されていた。そのため永年の間に画面の油が化学変化をして、褪せ変色していた。これを今回滝川前総長の肖像画を作成した小栗美二画伯に依頼して修復、新たに額縁も作成してもらったのである。この肖像画は浅井忠画伯の作といわれていたが、今度の修復により、画面にはっきりと1907年 C. Asai というサインがでてきて、浅井画伯の筆になるもの

であること、1907年の作ということであれば、この画が同画伯の絶筆と考えられること、百号をこえるこの画は同画伯の画としては最大のものであること、また従来の同画伯の作品目録には出ていない作品であること等からして、にわかには新聞面を賑わし、美術愛好者の訪ねるものも稀ではなかった。本館の60周年目にあたる年に木下総長の肖像画の修復がなり、本館閲覧室内の歴代総長の肖像画のトップに飾られ、日夜若い学生たちの勉学を励ますことになったのは、全く奇縁ともいうべきであろう。なお本館閲覧室には現在、木下総長の肖像画のほかに、小西重直（鹿子木孟郎筆）、松井元興（鹿子木孟郎筆）、浜田耕作（太田喜二郎筆）、鳥養利三郎（須田国太郎筆）、服部峻治郎（須田国太郎筆）、滝川幸辰（小栗美二筆）各歴代総長の肖像画が掲げられており、京都洋画壇重鎮のさながら肖像画の画廊たる観を呈している。

12月11日の創立60周年の記念式典、およびそれともなう各種の記念行事のための準備は、着々とすすめられていたが、岩猿事務長が10月より2カ月間アメリカ大学図書館視察のためアメリカに出張を命ぜられ、記念行事の準備に参加できなくなった。しかし準備は遅滞なく進み、12月11日記念式典を開催した。

記念式典は同日午後3時より本館講演室において開催、式は岩猿事務長の司会のもとで行なわれた。式次第はつぎの通りであった。

京都大学附属図書館60周年記念式典式次第

- 1 開会の辞
- 2 館長あいさつ
- 3 総長あいさつ（代理 農学部長渡辺庸一郎）
- 4 永年勤続者表彰
- 5 来賓祝辞（前館長 新村出名誉教授）
- 6 閉会の辞

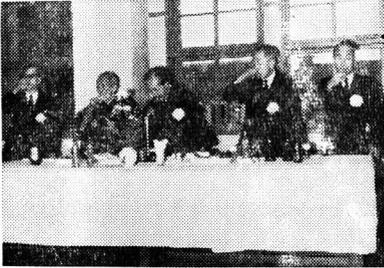
永年勤続者として表彰されたものはつぎの通りである。

20年以上

佐々木乾三、鈴鹿蔵、池尾トク

10年以上

水梨弥久，向井智子，内藤昭子，武田維明，鈴木正武，尾崎富美枝，伊藤祐昭，竹内愛次郎，田中敬雄，鹿野孝代，大沢紀子



60周年記念祝賀会

左から田中館長，新村，沢瀧，原の各前館長，渡辺農学部長（総長代理）

式典後2階閲覧室に設けた宴会場で簡単な祝賀会を開き，新村，沢瀧，原，泉井の各前館長，竹林，長崎，宮西，小倉の各前司書官，事務長等をはじめ，多くの旧職員も顔を見せ，懐旧談に花を咲かせ，本館の60周年を祝っていた。

記念行事としては，ほかに記念出版として本館所蔵の重要文化財「孝

子伝」の影印刊行，12月9日から10日まで本館陳列室において，「本館創立60周年記念回顧展」を開催するなど，60周年を祝うにふさわしい喜びに館全体がみちみちた。